

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>《 1. 》 — 《 2. 》 【第1編 総則】 （職務） 第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。 (2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。 (3) 管理責任者は、原子炉施設の品質マネジメント活動に関する業務の責任者として、品質マネジメント活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質マネジメント活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、研究所においては原子力科学研究所担当理事とする。 (4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、第6号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u> (5) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、研究所の原子炉施設の保安に係る業務を統理する。 (6) <u>安全管理部長は、研究所の原子炉施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u> (7) 契約部長は、原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。 (8) 所長は、研究所における原子炉施設に係る保安活動を統括する。 (9) 原子力施設検査室長は、第16条の2に定める独立検査の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。 (10) 安全管理部長は、所長を補佐し、原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメント活動に係る調整業務を行うとともに、<u>第11号から第14号（第12号に掲げる施設管理者が行う業務を除く。）に掲げる業務を統括する。併せて、施設管理統括者として、第12号に掲げる施設管理者が行う業務を統括する。</u> (11) 安全対策課長は、研究所における安全文化の育成・維持活動並びに安全管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び放射線業務従事者等の教育訓練に係る事務に関する業務を行う。</p>	<p>《 1. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。 《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、コンプライアンスに係る体制が同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適合性は維持している。</p>

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備 考
<p>試験炉規則第15条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第23条第1項又は第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>(12) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき措置の事務及び異常時の通報に関する業務並びに施設管理者として、原子力科学研究所の共通施設の保守に関する業務を行う。</p> <p>(13) 核物質管理課長は、周辺監視区域の境界の管理及び周辺監視区域内の保安措置に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証課長は、<u>研究所における関係法令及び規定の遵守に係る事務、原子炉施設に関する保安活動の統括に係る事務、原子炉施設に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務並びに原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会</u>の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(15) ～ (39) （省略）</p> <p>《 1. 》 —</p> <p>《 2. 》～《 5. 》 【第1編 総則】 （品質マネジメント計画） 第17条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>【品質マネジメント計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的（変更なし） 2. 適用範囲（変更なし） 3. 定義（変更なし） 4. 品質マネジメントシステム <ol style="list-style-type: none"> 4.1 一般要求事項（変更なし） 4.2 文書化に関する要求事項 <ol style="list-style-type: none"> 4.2.1 一般（変更なし） 4.2.2 品質マニュアル（変更なし） 4.2.3 文書管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。 <ol style="list-style-type: none"> a) 文書の組織外への流出等の防止 b) 品質マネジメント文書の発行及び改定に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改定を承認した者に関する情報の維持 (2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文 	<p>《 1. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、保安活動の組織及び仕組みが同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 3. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、要求事項を個別業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 4. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 5. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、内部監査の仕組みに変更はなく、審査基準の適合性は維持している。</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

保安規定審査基準	保安規定改定 (2021/11/30 申請)	備 考
	<p>書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改定時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与 (変更なし)</p> <p>5.2 原子力の安全の重視 (変更なし)</p> <p>5.3 品質方針 (変更なし)</p> <p>5.4 計 画 (変更なし)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 (変更なし)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部 (監査プロセスを除く。) においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、研究所においては原子力科学研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備考
	<p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者（変更なし）</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション（変更なし）</p> <p>5.6 マネジメントレビュー（変更なし）</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

保安規定審査基準	保安規定改定 (2021/11/30 申請)	備考
	<p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ (変更なし)</p> <p>6.4 作業環境 (変更なし)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等 (保安規定に基づく保安活動) について業務に必要なプロセスの計画又は要領 (二次文書) を表 4.2.1 のとおり策定する。</p> <p>(2) 所長、部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領 (二次文書) に基づき、個別業務に必要な計画 (三次文書: マニュアル、手引、手順等) を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性 (業務の計画を変更する場合を含む。) を確保する。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更 (プロセス及び組織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。) を含む。) に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果 (原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4.2.4 参照)</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス (変更なし)</p> <p>7.3 設計・開発 (変更なし)</p> <p>7.4 調達 (変更なし)</p> <p>7.5 業務の実施 (変更なし)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (変更なし)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、<u>契約部長</u>、所長、部長及び課長は、次の事項のために必要と</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

保安規定審査基準	保安規定改定 (2021/11/30 申請)	備考
	<p>なる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション (7.2.3 参照) により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査 (変更なし)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (変更なし)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長は、不適合の処理に関する管理 (関連する管理者に不適合を報告することを含む。) の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

保安規定審査基準	保安規定改定 (2021/11/30 申請)	備考
	<p>管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備考
	<p><u>安全管理部長</u>、所長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</p> <p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「原子力科学研究所水平展開要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備 考
<p>試験炉規則第15条第1項第3号 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織 1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー (2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>《 1. 》 【第1編 総則】 (組織) 第6条 原子炉施設の保安に関する組織は別図第1のとおりとする。 2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長</u>をいう。 (職務) 第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。 (2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。 (3) 管理責任者は、原子炉施設の品質マネジメント活動に関する業務の責任者として、品質マネジメント活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質マネジメント活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、研究所においては原子力科学研究所担当理事とする。 <u>(4) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、第6号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u> (5) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、研究所の原子炉施設の保安に係る業務を統理する。 <u>(6) 安全管理部長は、研究所の原子炉施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u> (7) 契約部長は、原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。 (8) 所長は、研究所における原子炉施設に係る保安活動を統括する。 (9) 原子力施設検査室長は、第16条の2に定める独立検査の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。 (10) 保安管理部長は、所長を補佐し、原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメント活動に係る調整業務を行うとともに、<u>第11号から第14号（第12号に掲げる施設管理者が行う業務を除く。）に掲げる業務を統括する。併せて、施設管理統括者として、第12号に掲げる施設管理者が行う業務を統括する。</u> (11) 安全対策課長は、研究所における安全文化の育成・維持活動並びに保安管理部長が行う統括に</p>	<p>第3号に係る変更点は下記の通り。</p> <p>(本部の組織改正に係る変更点) ・試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化（理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置）を図っている。</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。</p> <p>(拠点の組織改正に係る変更点) ・「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管する変更により、試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は漏れなく「品質保証課長」に移行している。なお、「品質保証課長」の職務の明確化のため、品質保証推進委員会の庶務に関する業務を追記している。</p> <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備考
	<p>関する庶務の業務及び放射線業務従事者等の教育訓練に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(12) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき措置の事務及び異常時の通報に関する業務並びに施設管理者として、原子力科学研究所の共通施設の保守に関する業務を行う。</p> <p>(13) 核物質管理課長は、周辺監視区域の境界の管理及び周辺監視区域内の保安措置に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証課長は、<u>研究所における関係法令及び規定の遵守に係る事務、原子炉施設に関する保安活動の統括に係る事務、原子炉施設に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務並びに原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務に関する業務</u>を行う。</p> <p>(15) ～ (39) （変更なし）</p> <p>別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連 ・組織改正を反映する。</p> <p>別図第1 原子炉施設の保安に関する組織図 ・組織改正を反映する。</p> <p>【第5編 JRR-3の管理】 (原子炉が計画外停止した場合等の措置)</p> <p>第52条 JRR-3管理課長は、前条に定める安全保護回路等が作動したとき、第50条で定める警報が復帰できず原子炉を停止したとき、又は原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき(以下この編において「計画外停止」という。)は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 作動した安全保護回路等又は警報装置の項目及びその原因 (2) 中性子出力の正常な低下 (3) 全制御棒の完全挿入 (4) 崩壊熱の除去(ただし、崩壊熱除去を必要としないときはこの限りではない。) (5) 非常用排気設備の作動の有無</p> <p>2 JRR-3管理課長は、原子炉が計画外停止したときは、工務第1課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、前条の通報を受けたときは、放射性物質の施設外及び施設内への放出の有無を確認し、JRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-3管理課長は、第1項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けたときは研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者及び<u>品質保証課長</u>に通報しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>【第7編 NSRRの管理】 (原子炉が計画外停止した場合等の措置)</p>	

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備 考
<p>試験炉規則第15条第1項第4号～試験炉規則第15条第1項第15号</p> <p>試験炉規則第15条第1項第16号 記録および報告</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 事業所長及び試験研究用等原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p> <p>試験炉規則第15条第1項第17号～試験炉規則第15条第1項第19号</p> <p>試験炉規則第15条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>第45条 NSRR管理課長は、安全保護回路が作動したとき、警報装置が復帰できずに原子炉を停止したとき、又はNSRR原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき（以下この編において「計画外停止」という。）は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 作動した安全保護回路又は警報装置の項目及びその原因</p> <p>(2) 中性子出力の正常な低下</p> <p>(3) 全制御棒の完全挿入</p> <p>2 NSRR管理課長は、原子炉が計画外停止したときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、原子炉が計画外停止したときは、放射性物質の施設外及び施設内への放出の有無を確認し、NSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 NSRR管理課長は、第1項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者及び品質保証課長に通報しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>—</p> <p>《 1. 》、《 2. 》</p> <p>【第1編 総則】</p> <p>○第48条（記録及び保存）：掲載省略。</p> <p>別表第6において、品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録について、組織改正に伴い、組織名称を変更する。</p> <p>《 3. 》～《 5. 》</p> <p>—</p> <p>《 1. ～2. 》</p> <p>【第1編 総則】</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第17条</p> <p>8.3 不適合管理</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>《 1. 》、《 2. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記録責任者の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 3. 》～《 5. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要な事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備 考
<p>試験炉規則第15条第1項第21号</p>	<p><u>安全管理部長</u>、所長は、不適合の処理に関する管理（関連する管理者に不適合を報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>《 1. 》 —</p> <p>《 2. 》 （職務） 第7条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、使用施設等に係る保安に関する業務を総理する。 (2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。 (3) 管理責任者は、使用施設等の品質マネジメント活動に関する業務の責任者として、品質マネジメント活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質マネジメント活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに使用施設等の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、研究所においては原子力科学研究所担当理事とする。 <u>(4) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、第6号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u> (5) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、研究所の使用施設等の保安に係る業務を統理する。 (6) <u>安全管理部長は、研究所の使用施設等における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u> (7) 契約部長は、使用施設等の保安に関する調達業務を行う。 (8) 所長は、研究所における使用施設等に係る保安活動を統括する。 (9) 原子力施設検査室長は、第15条の2に定める独立検査の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。 (10) 保安管理部長は、所長を補佐し、使用施設等に関する保安活動及び品質マネジメント活動に係る調整業務を行うとともに、第11号から第14号に掲げる業務を統括する。 (11) 安全対策課長は、研究所における安全文化の育成・維持活動並びに保安管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び放射線業務従事者等の教育訓練に係る事務に関する業務を行う。 (12) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき措置の事務及び異常時の通報に関する業務を行う。 (13) 核物質管理課長は、周辺監視区域の境界の管理及び周辺監視区域内の保安措置に関する業務を行う。 (14) <u>品質保証課長は、研究所における関係法令及び規定の遵守に係る事務、使用施設等に関する保安活動の統括に係る事務、使用施設等に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務並びに使用施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務に関する業務を行う。</u> (15) ~ (41) （変更なし）</p>	<p>《 1. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、コンプライアンスに係る体制が同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム 1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p>	<p>《 1. 》 —</p>	<p>《 1. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備考
<p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>《 2. 》～《 5. 》 （品質マネジメント計画） 第16条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメント計画】</p> <p>1. 目的（変更なし） 2. 適用範囲（変更なし） 3. 定義（変更なし） 4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項（変更なし） 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般（変更なし） 4.2.2 品質マニュアル（変更なし） 4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止 b) 品質マネジメント文書の発行及び改定に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改定を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。 b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。 c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。 d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。 e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。 f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。 i) 文書の改定時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。 b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与（変更なし） 5.2 原子力の安全の重視（変更なし） 5.3 品質方針（変更なし） 5.4 計画（変更なし） 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限（変更なし） 5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）において</p>	<p>《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、保安活動の組織及び仕組みが同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 3. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、要求事項を個別業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 4. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 5. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、内部監査の仕組みに変更はなく、審査基準の適合性は維持している。</p>

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備考
	<p>は安全・核セキュリティ統括本部担当理事、研究所においては原子力科学研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者（変更なし）</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション（変更なし）</p> <p>5.6 マネジメントレビュー（変更なし）</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) 安全管理部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ（変更なし）</p> <p>6.4 作業環境（変更なし）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長及び部長は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を表 4.2.1 のとおり策定する。</p> <p>(2) 所長、部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影</p>	

保安規定審査基準	保安規定改定 (2021/11/30 申請)	備考
	<p>響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果 (原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4.2.4 参照)</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>は、本部において使用施設等の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・使用施設等に対する要求事項に関するプロセス (変更なし)</p> <p>7.3 設計・開発 (変更なし)</p> <p>7.4 調達 (変更なし)</p> <p>7.5 業務の実施 (変更なし)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (変更なし)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション (7.2.3 参照) により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査 (変更なし)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) <u>理事長</u>、<u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) <u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (変更なし)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>、<u>所長</u>は、不適合の処理に関する管理 (関連する管理者に不適合を報告することを含む。) の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に</p>	

保安規定審査基準	保安規定改定 (2021/11/30 申請)	備考
	<p>定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 所長は、使用施設等の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び使用施設等の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長は、不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理及び是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析(情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。)</p> <p>b) 不適合等の原因(関連する要因を含む。)の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p>	

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備 考
<p>使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織 1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 ここで、使用者においては、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。 しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。 (1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。 ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。 (2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。 ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。 ① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。 ② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 ③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 ④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、</p>	<p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更 b) 品質マネジメントシステムの変更 (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。 (5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。 (6) <u>安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</u> 8.5.3 未然防止処置 安全管理部長、所長は、他の使用施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「原子力科学研究所水平展開要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) <u>安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用施設等設置者と共有することも含む。</u> a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった未然防止処置の有効性のレビュー (2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>《 1. 》 (保安管理組織) 第6条 使用施設等の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。 2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長</u>をいう。 (職務) 第7条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、使用施設等に係る保安に関する業務を総理する。 (2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。 (3) 管理責任者は、使用施設等の品質マネジメント活動に関する業務の責任者として、品質マネジメント活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質マネジメント活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに使用施設等の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、研究所においては原子力科学研究所担当理事とする。 (4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、第6号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u> (5) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、研究所の使用施設等の保安に係る業務を統理する。 (6) 安全管理部長は、研究所の使用施設等における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、<u>本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務</u>を行う。 (7) 契約部長は、使用施設等の保安に関する調達業務を行う。 (8) 所長は、研究所における使用施設等に係る保安活動を統括する。 (9) 原子力施設検査室長は、第15条の2に定める独立検査の検査責任者として、事業者検査に関</p>	<p>第3号に係る変更点は下記の通り。 (本部の組織改正に係る変更点) ・使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化（理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置）を図っている。 ・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。 (拠点の組織改正に係る変更点) ・「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管する変更により、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は漏れなく「品質保証課長」に移行している。なお、「品質保証課長」の職務の明確化のため、品質保証</p>

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備考
<p>指導・助言を行うこと。</p> <p>⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p> <p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	<p>する業務を行う。</p> <p>(10) 保安管理部長は、所長を補佐し、使用施設等に関する保安活動及び品質マネジメント活動に係る調整業務を行うとともに、第11号から第14号に掲げる業務を統括する。</p> <p>(11) 安全対策課長は、研究所における安全文化の育成・維持活動並びに保安管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び放射線業務従事者等の教育訓練に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(12) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき措置の事務及び異常時の通報に関する業務を行う。</p> <p>(13) 核物質管理課長は、周辺監視区域の境界の管理及び周辺監視区域内の保安措置に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証課長は、研究所における関係法令及び規定の遵守に係る事務、使用施設等に関する保安活動の統括に係る事務、使用施設等に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務並びに使用施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(15) ～ (41)（変更なし）</p> <p>別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連 ・組織改正を反映する。</p> <p>別図第1 使用施設等の保安に係る組織図 ・組織改正を反映する。</p>	<p>推進委員会の庶務に関する業務を追記している。</p> <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第4号～使用規則第2条の12第1項第13号</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告</p> <p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>《 1. 》、《 2. 》 ○第42条（記録及び保存）：掲載省略。 別表第6において、品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録について、組織改正に伴い、組織名称を変更する。</p> <p>《 3. 》～《 5. 》 —</p>	<p>《 1. 》、《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記録責任者の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 3. 》～《 5. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第15号～使用規則第2条の12第1項第16号</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p>	<p>《 1. ～2. 》 （品質マネジメント計画） 第16条</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備考
<p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p> <p>使用規則第2条の12第1項第18号</p>	<p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長は、不適合の処理に関する管理（関連する管理者に不適合を報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 所長は、使用施設等の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>—</p>	<p>更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要な事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備 考
<p>第二種埋設規則第20条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>《 1. 》 —</p> <p>《 2. 》 （職務） 第5条 廃棄物埋設施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。 2 廃棄物埋設施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、廃棄物埋設施設の保安に関する業務を総理する。 (2) 統括監査の職は、廃棄物埋設施設の保安に関する品質マネジメント活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として「第13条 5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。 (3) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理するとともに、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者として「第13条 5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u> (4) <u>安全管理部長は、原子力科学研究所の廃棄物埋設施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u> (5) 契約部長は、廃棄物埋設施設の保安に関する調達業務を行う。 (6) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物埋設施設の保安に関する業務を統理するとともに、原子力科学研究所の管理責任者として「第13条 5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。 (7) 原子力科学研究所長は、廃棄物埋設施設の保安に関する業務を統括する。 (8) 安全管理部長は、原子力科学研究所長を補佐し、保安規定及び運用基準、安全審査（安全管理部長所掌業務を除く。）、その他保安に関する調整業務を行い、安全対策課長、危機管理課長及び品質保証課長が行う業務を統括する。 (9) 安全対策課長は、安全管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び安全文化の育成・維持活動に係る事務に関する業務を行う。 (10) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき措置の事務及び異常時の通報に関する業務を行う。 (11) 品質保証課長は、廃棄物埋設施設における関係法令及び規定の遵守に係る事務、廃棄物埋設施設に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務並びに原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務に関する業務を行う。 (12) ~ (14) （変更なし）</p>	<p>《 1. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、コンプライアンスに係る体制が同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、廃棄物埋設施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に</p>	<p>《 1. 》 —</p> <p>《 2. 》～《 5. 》 （品質マネジメント計画） 第13条 職員等は、品質マネジメントの仕組みを理解し、保安活動を講じるに当たっては、品質マネジメント計画に基づき、計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメント計画の継続的な改善に努めなければならない。</p>	<p>《 1. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、保安活動の組織及び仕組みが同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適</p>

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備考
<p>応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>2 前項の保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的（変更なし） 2. 適用範囲（変更なし） 3. 定義（変更なし） 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項（変更なし） 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般（変更なし） 4.2.2 品質マニュアル（変更なし） 4.2.3 文書管理 (1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。 a) 文書の組織外への流出等の防止 b) 品質マネジメント文書の発行及び改定に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改定を承認した者に関する情報の維持 (2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、原子力科学研究所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。 a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。 b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。 c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。 d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。 e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。 f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理をする。 i) 文書の改定時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。 4.2.4 記録の管理 (1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。 (2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、原子力科学研究所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。 a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。 b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与（変更なし） 5.2 原子力の安全の重視（変更なし） 5.3 品質方針（変更なし） 5.4 計画（変更なし） 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限（変更なし） 5.5.2 管理責任者 (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、原子力科学研究所においては原子力科学研究所担当理事を管理責任者とする。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において、次に示す責任及び権限を持つ。</p>	<p>合性は維持している。</p> <p>《 3. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、要求事項を個別業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 4. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 5. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、内部監査の仕組みに変更はなく、審査基準の適合性は維持している。</p>

保安規定審査基準	保安規定改定 (2021/11/30 申請)	備考
	<p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者 (変更なし)</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション (変更なし)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー (変更なし)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、契約部長、原子力科学研究所担当理事、原子力科学研究所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源 (要員の力量)</p> <p>(2) インフラストラクチャ (個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所担当理事、原子力科学研究所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実にするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) 安全管理部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) までに準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ (変更なし)</p> <p>6.4 作業環境 (変更なし)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 原子力科学研究所長及び部長は、廃棄物埋施設の保守管理、異常時の通報等 (保安規定に基づく保安活動) について業務に必要なプロセスの計画又は要領 (二次文書) を表 4.2.1 のとおり策定する。</p> <p>(2) 原子力科学研究所長、部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領 (二次文書) に基づき、個別業務に必要な計画 (三次文書: マニュアル、手引、手順等) を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記 (1)、(2) の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性 (業務の計画を変更する場合を含む。) を確保する。</p> <p>(4) 原子力科学研究所長、部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務の計画の策定及び変更 (プロセス及び組織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。) を含む。) に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p>	

保安規定審査基準	保安規定改定 (2021/11/30 申請)	備考
	<p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・廃棄物埋施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・廃棄物埋施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・廃棄物埋施設のための検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・廃棄物埋施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4 参照)</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>は、本部において廃棄物埋施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・廃棄物埋施設に対する要求事項に関するプロセス（変更なし）</p> <p>7.3 設計・開発（変更なし）</p> <p>7.4 調達（変更なし）</p> <p>7.5 業務の実施（変更なし）</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理（変更なし）</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査</u>の職、<u>契約部長</u>、<u>原子力科学研究所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査</u>の職、<u>契約部長</u>、<u>原子力科学研究所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3 参照）により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査（変更なし）</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) <u>理事長</u>、<u>安全管理部長</u>、<u>統括監査</u>の職、<u>契約部長</u>、<u>原子力科学研究所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。 この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) <u>原子力科学研究所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験（変更なし）</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>及び<u>原子力科学研究所長</u>は、不適合の処理に関する管理（関連する管理者に不適合を報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、原子力科学研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p>	

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備考
	<p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、業務・廃棄物埋施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 原子力科学研究所長は、廃棄物埋施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（8.2.1 参照）</p> <p>b) 業務・廃棄物埋施設に対する要求事項への適合性（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物埋施設の特性及び傾向（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>d) 供給者の能力（7.4 参照）</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>及び原子力科学研究所長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理及び是正及び未然防止処置要領」に、原子力科学研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</p> <p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p>	

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備 考
<p>第二種埋設規則第20条第1項第3号 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織 1. 廃棄物埋設施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。 a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更 b) 品質マネジメントシステムの変更 (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。 (5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。 (6) <u>安全管理部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</u> 8.5.3 未然防止処置 安全管理部長及び原子力科学研究所長は、他の廃棄物埋設施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、原子力科学研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「原子力科学研究所水平展開要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) <u>安全管理部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄物埋設事業者と共有することも含む。</u> a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった未然防止処置の有効性のレビュー (2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>《 1. 》 (定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 「廃棄物埋設施設」とは、廃棄物埋設地をいう。 (2) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と雇用関係にある者をいう。 (3) 「部長」とは、保安管理部長及びバックエンド技術部長をいう。 (4) 「課長」とは、<u>安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長、品質保証課長、高減容処理技術課長及び放射性廃棄物管理技術課長をいう。</u> (5) ～ (9) （変更なし）</p> <p>(保安管理組織) 第4条 廃棄物埋設施設の保安管理組織は、別図第1に示すとおりとする。 2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長をいう。</u></p> <p>(職務) 第5条 廃棄物埋設施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。 2 廃棄物埋設施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、廃棄物埋設施設の保安に関する業務を総理する。 (2) 統括監査の職は、廃棄物埋設施設の保安に関する品質マネジメント活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として「第13条 5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。 (3) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理するとともに、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者として</u></p>	<p>第3号に係る変更点は下記の通り。</p> <p>(本部の組織改正に係る変更点) ・廃棄物埋設施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化（理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置）を図っている。</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、廃棄物埋設施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。</p> <p>(拠点の組織改正に係る変更点) ・「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管する変更により、廃棄物埋設施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は漏</p>

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備考
<p>第二種埋設規則第20条第1項第4号～第二種埋設規則第20条第1項第15号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第16号 記録及び報告</p> <p>1. 廃棄物埋設施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>	<p>「第13条 5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 安全管理部長は、原子力科学研究所の廃棄物埋設施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、廃棄物埋設施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(6) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物埋設施設の保安に関する業務を統理するとともに、原子力科学研究所の管理責任者として「第13条 5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(7) 原子力科学研究所長は、廃棄物埋設施設の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 保安管理部長は、原子力科学研究所長を補佐し、保安規定及び運用基準、安全審査（安全管理部長所掌業務を除く。）、その他保安に関する調整業務を行い、安全対策課長、危機管理課長及び品質保証課長が行う業務を統括する。</p> <p>(9) 安全対策課長は、保安管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び安全文化の育成・維持活動に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(10) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき措置の事務及び異常時の通報に関する業務を行う。</p> <p>(11) 品質保証課長は、廃棄物埋設施設における関係法令及び規定の遵守に係る事務、廃棄物埋設施設に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務並びに原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(12) ～ (14) （変更なし）</p> <p>（委員会の職務） 第9条 中央安全審査・品質保証委員会の庶務は、<u>安全管理部長</u>が行う。 2 （変更なし）</p> <p>（異常を認めた場合の措置） 第22条 放射性廃棄物管理技術課長は、第17条の巡視の結果異常を認めたとき又は異常が発生した旨の通報を受けたときは、施設内に居る者に対する避難誘導を行うとともに、その原因及び状況を調査し、第18条に規定する措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理技術課長は、前項の調査の結果、その異常が廃棄物埋設施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、バックエンド技術部長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、前項の規定により通報を受けたときは、廃棄物埋設施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、必要に応じ、廃棄物埋設地周辺の土壌等を採取し、放射性物質の濃度を測定し、その異常が廃棄物埋設施設の保安に重大な影響を及ぼすと認めるときは、原子力科学研究所長に通報しなければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、前項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 原子力科学研究所長は、異常の通報を受けた場合において、その異常が別に定める事故異常時の通報連絡に関する規定の定める事象に該当するときは、<u>安全管理部長</u>に通報するとともに、理事長に通報しなければならない。</p> <p>別図第1 原子力科学研究所の廃棄物埋設施設の保安管理組織図 ・組織改正を反映する。</p> <p>—</p> <p>《 1. 》、《 2. 》 ○第24条（記録及び保存）：掲載省略。 別表第1において、品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録について、組織改正に伴い、組織名称を変更する。</p>	<p>れなく「品質保証課長」に移行している。</p> <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>《 1. 》、《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記録責任者の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

保安規定審査基準	保安規定改定（2021/11/30 申請）	備 考
<p>2. 第二種埋設規則第13条に定める記録について、その記録の管理に関する事（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、第二種埋設規則第22条の17各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されていること。</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第17号～第二種埋設規則第20条第1項第19号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 廃棄物埋設施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第21号</p>	<p>《 3. 》～《 5. 》</p> <p>—</p> <p>《 1. ～2. 》 （品質マネジメント計画） 第13条</p> <p>8.3 不適合管理 安全管理部長及び原子力科学研究所長は、不適合の処理に関する管理（関連する管理者に不適合を報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、原子力科学研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 原子力科学研究所長は、廃棄物埋設施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) 安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>—</p>	<p>《 3. 》～《 5. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要な事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

保安規定審査基準と（北地区）原子炉施設保安規定変更の対比表（運転段階）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>《 1. 及び2. 》 —</p>	<p>《 1. 及び2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理規則第四条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第2号 品質マネジメントシステム 1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第23条第1項又は第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）を踏まえて定められていること。 2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法に</p>	<p>《 1. 》 —</p> <p>《 2. ～5. 》 第14条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) ～(3) （略）</p>	<p>《 1. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加、及び名称変更であり、要求事項を個別業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 3. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、要求事項を個別</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>ついて保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>別図第2に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a) ~i) (略)</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 ~ 4.2.2 (略)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) ~i) (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) ~b) (略)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 ~ 5.5.1 (略)</p>	<p>業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 4. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 5. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、内部監査の仕組みに変更はなく、審査基準の適合性は維持している。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5.5.3 ～5.6.3 (略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、契約部長、大洗研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、大洗研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) ～(3) (略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>a)から e)までに準じた管理を行う。</p> <p>6.3 ～6.4 (略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) ～(5) (略) (6) <u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 ～7.6 (略)</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査</u>の職、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。 a) ～c) (略) (2) (略)</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 (1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査</u>の職、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保して</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>いるかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3項参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2.2 (略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) ~b) (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>8.2.4 (略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全管理部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理(不適合に関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) ～d) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>理事長、管理責任者、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等 安全管理部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) ～(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置 安全管理部長、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設から得</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者等と共有することも含む。</p> <p>a) ～d) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別図第2 品質マネジメントシステム体系図（第14条関係）</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担する。</p>	
<p>三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第3号 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>《 1. 》</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 大洗研究所の原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び<u>契約部長</u>をいう。</p> <p>(職務)</p>	<p>《 1. 》</p> <p>第3号に係る変更点は下記の通り。</p> <p>・原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化（理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置）を図っている。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(5) <u>安全管理部長は、大洗研究所の原子炉施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) ～ (26) (略)</p> <p>・番号の繰下げを行う。</p> <p>(24) (略)</p> <p>・組織順の変更を行う。</p> <p>別図第1 原子炉施設の管理組織 (第5条関係)</p> <p>・組織改正を反映する。</p>	<p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。</p> <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>四 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第4号 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う試験研究用等原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、試験研</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>究用等原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から試験研究用等原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p>		
<p>五 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に關することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に關すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に關することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 關係法令及び保安規定の遵守に關すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に關すること。</p> <p>(3) 放射線管理に關すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに關すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に關すること。</p> <p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第5号</p> <p>保安教育</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉施設を利用する者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員等」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 保安教育の内容に關して、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 關係法令及び保安規定の遵守に關すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に關すること。</p> <p>(3) 放射線管理に關すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに關すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に關すること。</p> <p>(6) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項</p> <p>3. 従業員等について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>4. 従業員等について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>5. 保安教育の内容について、關係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>《 1. ～5. 》</p> <p>第4章 保安教育訓練 (保安教育等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第5条の2第1項第1号及び第8号から第32号までに掲げる者は、必要に応じて保安活動に關する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>・項番号の繰下げを行う。</p>	<p>《 1. ～5. 》</p> <p>項番号の繰下げのみのため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>六 試験研究用等原子炉施設の運転に關することであつて、次に掲げるもの。</p> <p>イ 試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に關すること。</p> <p>ロ 運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第6号イからハまで</p> <p>試験研究用等原子炉施設の運転に關する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等</p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
ハ 異状があった場合の措置に関する事(第十四号に掲げるものを除く。)	<p>3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>4. 試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 運転上の遵守事項に関する事。</p> <p>(2) 運転計画及び運転許可に関する事。</p> <p>(3) 起動前及び停止後の措置に関する事。</p> <p>(4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関する事。</p> <p>(5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関する事。</p> <p>5. 臨界実験装置については、以下の事項が定められていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関する事。 <p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>		
六 試験研究用等原子炉施設の運転に関する事であつて、次に掲げるもの。 ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関する事。	<p>試験炉規則第15条第1項第6号ニ</p> <p>試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
七 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。	<p>試験炉規則第15条第1項第7号</p> <p>管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空气中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空气中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>		
<p>八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 試験炉規則第7条に基づく床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する行為（事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第12号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>		
<p>十 放射線測定器の管理及び放射線の測定方法に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十一 放射線の利用に係る保安に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第11号 放射線利用に係る保安</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	1. 試験研究用等原子炉施設における放射線の利用に係る保安に関して、利用の目的、方法等の事項が定められていること。		
十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	試験炉規則第15条第1項第12号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 1. 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2. 新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	試験炉規則第15条第1項第13号 放射性廃棄物の廃棄 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第14号 非常の場合に講ずべき処置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）。が定められていること。 4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員等は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。 7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。 8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。 9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。 	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第15号 設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>		
<p>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第16号 記録及び報告</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 事業所長及び試験研究用等原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経</p>	<p>《 1. ～ 2. 》 ○第1編第34条（記録及び保存）：掲載省略。 別表第10（1）試験炉規則に基づく記録において、品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録について、組織改正に伴い、組織名称を変更する。</p> <p>《 3. ～ 5. 》 —</p>	<p>《 1. ～ 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記録責任者及び保存責任者の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 3. ～ 5. 》 —</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>		
<p>十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第17号 試験研究用原子炉施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理の方針、施設管理の目標及び施設管理実施計画の策定、施設管理に係る活動の実施並びにこれらに関する評価・改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原規規発第1911131号（令和元年11月13日原子力規制委員会決定））を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p>	-	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十八 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第18号 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価について、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p>	-	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	2. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関することについては、試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。		
十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。	試験炉規則第15条第1項第19号 技術情報の共有 1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。	試験炉規則第15条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開 1. 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。	《 1. ～2. 》 (品質マネジメント計画) 第14条 8.3 不適合管理 安全管理部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。 a) ～d) (略)	《 1. ～2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		(3) (略) (4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。 (5) (略) (6) 安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。	
二十一 その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項	試験炉規則第15条第1項第21号 その他必要な事項 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

保安規定審査基準と（北地区）原子炉施設保安規定変更の対比表（廃止措置段階）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。	<p>試験炉規則第15条第2項第1号</p> <p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>《 1) 及び2) 》</p> <p>—</p>	<p>—</p>
二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。	<p>試験炉規則第15条第2項第2号</p> <p>品質マネジメントシステム</p> <p>1) 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）又は法第43条の3の2第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号一2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように記載されていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法</p>	<p>《 1) ～3) 》</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第14条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。 ・「課長」の定義に係る注釈を削除する。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p>	<p>《 1) ～3) 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加、削除及び名称変更であり、保安活動の組織及び仕組みが同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適合性は維持している。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>3) 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>4.1 一般要求事項 (1)～(3) (略) (4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。 別図第2に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。 a)～i) (略) (5)～(6) (略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1～4.2.2 (略)</p> <p>4.2.3 文書管理 (1) (略) (2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。 a)～i) (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理 (1) (略) (2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。 a)～b) (略)</p> <p>5. 経営者等の責任 5.1～5.5.1 (略)</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5.5.3 ～5.6.3 (略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、契約部長</u>、大洗研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、大洗研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) ～(3) (略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項のa)からe)までに準じた管理を行う。</p> <p>6.3 ～6.4 (略)</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>は、本部において原子炉施設の保安活動を支援する<u>その他業務</u>がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 ～7.6 (略)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) ～c) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3項参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) (略)</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>8.2.2 (略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定 (1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。 この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。 a) ～b) (略) (2) ～(5) (略)</p> <p>8.2.4 (略)</p> <p>8.3 不適合管理 <u>安全管理部長</u>、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。 a) ～d) (略) (3) (略)</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>(4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>安全管理部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) ～(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の 審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者等と共有することも含む。</p> <p>a) ~d) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別図第2 品質マネジメントシステム体系図 (第14条関係)</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担する。</p>	
<p>三 廃止措置の品質マネジメントシステムに関する事(手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)</p>	<p>試験炉規則第15条第2項第3号 廃止措置に係る品質マネジメントシステム (2)に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>	<p>上記(試験炉規則第15条第2項第2号)に同じ。</p>	<p>上記(試験炉規則第15条第2項第2号)に同じ。</p>
<p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関する事。</p>	<p>試験炉規則第15条第2項第4号 廃止措置を行う者の職務及び組織</p> <p>1) 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>2) 廃止措置主任者の選任に関する事 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 なお、法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、試験研究用等原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第40条第1項の「試験研究用等原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉主任技術者の選任を要しない。 ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の</p>	<p>《 1) ~ 2) 》</p> <p>(組織) 第5条 大洗研究所の原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長</u>をいう。</p> <p>(職務) 第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) ~ (3) (略) (4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統</u></p>	<p>第4号に係る変更点は下記の通り。</p> <p>(本部の組織改正に係る変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化(理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置)を図っている。 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。 <p>(大洗(北地区)原子炉施設の組織改正に係る変更点)</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。</p> <p>すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。</p>	<p>理する。また、保安上必要な場合は、<u>理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(5) <u>安全管理部長は、大洗研究所の原子炉施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) ～(23) (略)</p> <p>(24) <u>廃止措置推進課長は、JMTRの廃止措置の計画に係る業務を行う。</u></p> <p>(25) <u>技術課長は、キャプセル等の所在管理及びJMTR原子炉施設の廃止措置に関する業務を行う。</u></p> <p>(26) <u>原子炉課長は、キャプセル等の保管に関する業務、施設管理者としてJMTR本体施設、特定施設及び照射設備の保守、核燃料管理者としてJMTRの燃料要素及びJMTRCで使用した燃料の管理及び管理区域管理者として燃料管理室、JMTR炉室、測定室、ホット実験室、X線装置室、照射制御室、照射準備室等の放射線管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(27)～(32) (略)</p> <p>・<u>キャプセル等の保管に関する業務及び照射設備の保守業務の原子炉課への移管、廃止措置業務の技術課への移管及び照射制御室、照射準備室の追加</u></p> <p>・<u>号番号の繰下げを行う。</u></p> <p>別表第2 区域管理分担 (第3条関係)</p> <p>・<u>別表第2において、第2欄の照射課長を削除し、第4欄の照射制御室及び照射準備室を原子炉課長に移行する</u></p>	<p>・JMTR原子炉施設が廃止措置段階に移行したため、JMTRに係る組織の管理体制を見直し、廃止の業務を円滑に推進するため変更を行う。</p> <p>・キャプセル等の保管に関する業務及び照射設備の保守業務を原子炉課へ移管する。また、廃止措置業務の技術課への移管及び照射制御室、照射準備室を追加するため、原子炉施設の保安に関する職務は維持される。</p> <p>・別表第2において、第2欄の照射課長を削除し、第4欄の照射制御室及び照射準備室を原子炉課長に移管するとともに、第5欄の照射設備を原子炉課長に移管するため、原子炉施設の保安に関する職務は維持される。</p> <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p><u>とともに、第5欄の照射設備を原子炉課長に移行する。</u></p> <p>別図第1 原子炉施設の管理組織(第5条関係)</p> <p><u>・組織改正を反映する。</u></p>	
<p>五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>(3) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>試験炉規則第15条第2項第5号 廃止措置を行う者に対する保安教育</p> <p>1) 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2) 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。</p> <p>a) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>b) 試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備並びに操作に関すること。</p> <p>c) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>d) 放射線管理に関すること。</p> <p>e) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>f) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>g) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>4) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>《 1)～5) 》</p> <p>第4章 保安教育訓練 (保安教育等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 原子力施設検査室長及び課長は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第5に掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第6に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 第5条の2第1項第1号及び第8号から第32号までに掲げる者は、必要に応じて保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>・廃止措置準備室長の削除を行う。</p> <p>・号番号の繰下げを行う。</p>	<p>《 1)～5) 》</p> <p>廃止措置推進課長への名称変更に伴い、廃止措置準備室長の記載の削除を行う。また、項番の繰下げを行う。名称変更した廃止措置推進課長は、「課長」に含まれることから、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>六 試験研究用等原子炉施設の運転停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>試験炉規則第15条第2項第6号 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p> <p>1) 試験研究用等原子炉の恒久停止に関すること。</p> <p>2) 施設の運転上の遵守事項に関すること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
七 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。	試験炉規則第15条第2項第7号 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査 1) 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。	試験炉規則第15条第2項第8号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域並びに立入制限 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空气中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空气中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	試験炉規則第15条第2項第9号 排気監視設備及び排水監視設備 1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。		
十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	<p>試験炉規則第15条第2項第10号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2) 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3) 試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。 なお、この事項は、(12)又は(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」</p>	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>の取扱いについて(指示)』(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。</p> <p>なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9)汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>		
<p>十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第2項第11号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1)放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2)放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>試験炉規則第15条第2項第12号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</p> <p>1)事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2)新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第2項第13号 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1)放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2)放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3)放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</p> <p>7) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>		
<p>十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第2項第14号 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること(事業所内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。)が定められていること。</p> <p>4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>a) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>b) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>c) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7)放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>		
<p>十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合における試験研究用等原子炉施設の機能の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第2項第15号 設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>1)許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>a) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの(以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。) 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>b) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>c) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>d) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>《 1) 》</p> <p>第3節 点検等において異常を認められた場合の措置 (巡視等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 原子炉課長は、第2編第39条第3項の通知を受けた場合、前項の調査の結果、その異常が原子炉施設の保安に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び廃止措置主任者に通報する。</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、原子炉施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>4 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、廃止措置主任者の同意を得る。</p> <p>・照射設備の施設管理の原子炉課への移管に伴い削除する。</p> <p>第5節 地震又は火災時の措置 (地震又は火災時の措置)</p> <p>第45条 地震又は火災が発生した場合は、原子炉課長は本体施設等及び照射設備、放射線管理第2課長は別表第6及び別表第7に掲げ</p>	<p>JMTRの組織改正に伴い、照射課長の削除を行う。照射課所掌である照射設備の施設管理は、原子炉課へ移管されていることから、審査基準の適合性は維持している。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>る放射線管理設備について次の措置を講ずる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 原子炉課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合は、材料試験炉部長及び廃止措置主任者に通報する。</p> <p>・照射設備の施設管理の原子炉課への移管に伴い照射課長を削除する。</p>	
<p>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。</p> <p>十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。</p>	<p>試験炉規則第15条第2項第16号及び第17号 試験研究用等原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</p> <p>1) 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2) 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関する事（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3) 事業所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4) 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</p> <p>5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>《 1)～2) 》</p> <p>○第1編第34条（記録及び保存）：掲載省略。</p> <p><u>別表第10(1)試験炉規則に基づく記録において、品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録について、組織改正に伴い、組織名称の変更及び廃止措置準備室長の削除並びに廃止措置に関する業務の技術課への移管に伴う変更を行う。</u></p> <p>《 3)～5) 》</p> <p>—</p>	<p>《 1)～2) 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記録責任者の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 3)～5) 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十八 試験研究用等原子炉施設等の施設管理に関する事（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事を含む。）。</p>	<p>試験炉規則第15条第2項第18号 試験研究用等原子炉施設の施設管理</p> <p>1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号－7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考と</p>	<p>《 1)～2) 》</p> <p>第5編 JMTRの管理 (修理及び改造)</p> <p>第27条 原子炉課長は本体施設等及び照射設備について、修理及び改造</p>	<p>《 1)～2) 》</p> <p>JMTRの組織改正に伴い、照射課長の削除を行う。照射課所掌である照射設備の施設管理は、原子炉課へ移管されていることから、審査基準の適合性は維持している。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>して定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。）。</p> <p>2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 原子炉課長は本体施設等及び照射設備について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設等の修理及び改造計画又は照射設備に係る修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 原子炉課長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>・組織改正に伴う照射課の削除 ・照射課の削除に伴う記載の適正化</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 原子炉課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長に通知する。</p> <p>5 原子炉課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、材料試験炉部長に報告する。</p> <p>・組織改正に伴う照射課の削除</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>3 原子炉課長は、第27条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第28条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第38条の2第6項の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、廃止措置主任者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>・照射課の削除に伴う記載の適正化 ・前項の削除による項番号の繰上げ</p> <p>第6章 キャプセル等の管理 (照射済のキャプセル等の引渡し) 第36条 原子炉課長は、照射済のキャプセル等をホットラボへ引き渡そうとする場合は、引渡し年月日についてホットラボ課長の同意を得た後に行う。</p> <p>(キャプセル等の所在管理) 第37条 技術課長は、キャプセル等について、所在の管理を行う。</p> <p>2 原子炉課長は、キャプセル等の引渡し又は移動をした場合は、技術課長に通知する。</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関する事。	試験炉規則第15条第2項第19号 保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有 1) メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事。	試験炉規則第15条第2項第20号 不適合発生時の情報の公開 1) 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2) 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。	《 1) ~ 2) 》 (品質マネジメント計画) 第14条 8.3 不適合管理 安全管理部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。 a) ~ d) (略) (3) (略) (4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。	《 1) ~ 2) 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の 審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		(5) (略) (6) 安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。	
二十一 廃止措置の管理に関すること。	試験炉規則第15条第2項第21号 廃止措置の管理 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	【第5編】 (年間管理計画) 第4条 (略) 2 (略) 3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、技術課長、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。 ・組織改正に伴う照射課の削除 (実施計画) 第9条 技術課長は、廃止措置計画に基づき、廃止措置の対象となる施設・設備の解体撤去工事又は核燃料物質等による汚染の除去工事（以下この編において「汚染の除去工事」という。）を実施する場合は、これら工事に係る実施計画を作成し、廃止措置主任者の確認を受け、材料試験炉部長の承認を得て、当該工事に関係のある課長等に通知しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 (略) (対象施設・設備等の供用終了確認) 第10条 技術課長は、解体撤去工事又は汚染の除去工事を行う場合は、対象施設・設備等の供用が終了していることを確認しなければならない。	JMTRの組織改正に伴い、照射課長の削除を行う。廃止措置に関する業務の技術課への移管及び照射設備を原子炉課へ移管されているため、審査基準の適合性は維持している。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>2 原子炉課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備については、第17条第1項に基づく措置を完了するまで放射性物質の漏えい防止及び拡散防止の機能が維持されていることを確認しなければならない。</p> <p>・照射設備の保守業務の原子炉課への移管に伴う変更</p> <p>(汚染状況等の調査、原子炉施設を活用した調査及び研究)</p> <p>第11条 技術課長は、次条に基づく廃止措置作業の計画の作成に資するため、必要に応じて汚染状況等の調査を実施することができる。</p> <p>2 技術課長及び原子炉課長は、原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究を実施するに当たっては、次条の廃止措置作業の計画に基づく工事並びに性能維持施設に影響を与えないことを確認する。</p> <p>(廃止措置作業の計画)</p> <p>第12条 技術課長は、廃止措置計画に基づき工事を実施しようとするときは、工事件名ごとに工事対象範囲の汚染の状況の確認を行った上で、次の各号に掲げる項目を記載した廃止措置作業の計画を作成する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 技術課長は、前項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たっては、廃止措置計画に記載する廃止措置の基本方針及び解体撤去に係る安全確保対策を考慮する。</p> <p>3 技術課長は、第1項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たって</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>は、工事を必要に応じて分割又は統合することができる。分割又は統合する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策に影響がないことを確認する。</p> <p>4 技術課長は、第1項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たり、工事中に解体物撤去等を一時保管する場合は、管理方法について記載する。</p> <p>5 技術課長は、汚染の除去工事を廃止措置対象施設の解体撤去工事において実施する場合は、解体撤去の廃止措置作業の計画に含めることができる。</p> <p>6 技術課長は、解体撤去工事又は汚染の除去工事において、廃止措置計画に定める廃止措置のための装置を導入する場合は、廃止措置作業の計画に安全対策の設計方針及び仕様を記載する。</p> <p>(工事の実施)</p> <p>第13条 技術課長は、前条で定めた廃止措置作業の計画に基づき工事を実施する。</p> <p>2 技術課長は、廃止措置作業の計画の安全確保対策に支障が生じた場合は、工事を中断する。工事の再開に当たっては、生じた支障を解除するか、又は代替措置を講じ、廃止措置計画に基づいていることを確認する。この場合において、代替措置を講じるときは、廃止措置主任者の確認を得る。</p> <p>・廃止措置に関する業務の技術課への移管に伴う変更</p> <p>(工事完了の報告)</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>第14条 技術課長は、第12条で定めた廃止措置作業の計画に基づく工事が完了した場合には、材料試験炉部長及び廃止措置主任者に報告するとともに、原子炉課長、放射線管理第2課長等に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(廃止措置のために導入する装置)</p> <p>第15条 原子炉課長は、第12条の廃止措置のために導入する装置については、第27条を準用する。この場合において、同条中「修理及び改造」とあるのは「導入」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p> <p>・組織改正に伴う照射課の削除</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第16条 技術課長及び原子炉課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等(以下「資材等」という。)を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて材料試験炉部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 技術課長及び原子炉課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講じる。</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条第2項	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>(設備の保安管理)</p> <p>第17条 原子炉課長は、供用を終了した設備のうち、放射性物質が系統内に残存する場合は、その状況を把握し、解体撤去工事の着手までに系統の隔離、密封、機器の電源隔離等の適切な措置を講じる。</p> <p>2 原子炉課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備について、前項に基づく措置を完了した場合は、材料試験炉部長、廃止措置主任者及び技術課長に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>・組織改正に伴う照射課の削除及び報告先に技術課を追加</p>	
二十二 その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項	<p>試験炉規則第15条第2項第2号</p> <p>その他必要な事項</p> <p>1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

保安規定審査基準と大洗研究所（北地区）使用施設等保安規定変更の対比表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>《 1. 及び2. 》 —</p>	<p>—</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム 1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。 2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>《 1. 》 — 《 2. ～5. 》 (品質マネジメント計画) 第13条 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 1. ～2. (略) 3. 定義</p>	<p>《 1. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。 《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加、削除及び名称変更であり、保安活動の組織及び仕組みが同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適合性は維持している。 《 3. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加、削除及び名称変更であり、要求事項を</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びにJIS Q 9000 : 2015品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「課長」の定義に係る注釈を削除する。 <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>別図第2に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a)～i) (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1～4.2.2 (略)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a)～i) (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) (略)</p>	<p>個別業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 4. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加、削除及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 5. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加、削除及び名称変更であり、内部監査の仕組みに変更はなく、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、<u>所長</u>は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、<u>部長</u>は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) ～b) (略)</p> <p>5. 経営者等の責任 5.1 ～5.5.1 (略)</p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) <u>理事長</u>は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5.5.3 ～5.6.3 (略)</p> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の確保 <u>理事長</u>、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>、大洗研究所担当理事、<u>所長</u>及び<u>部長</u>は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般 (1) <u>理事長</u>、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、大洗研究所担当理事、<u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、原子力の安全を確実なものにするため</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>に必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 (1)～(2) (略) (3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)のa)からe)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3～6.4 (略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1)～(5) (略) (6) <u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>は、本部において使用施設等の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2～7.6 (略)</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3項参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2.2 (略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) ~b) (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>8.2.4 (略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) ～d) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) ～(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全管理部長、所長、センター長及び部長は、他の使用施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者等と共有することも含む。</p> <p>a) ～d) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別図第2 品質マネジメントシステム体系図（第13条関係）</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担する。</p> <p>a) ～d) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	
<p>三 使用施設等の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設の操作を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>《 1. 》</p>	<p>《 1. 》</p> <p>第3号に係る変更点は下記の通り。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。</p> <p>しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。</p> <p>ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p> <p>(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。</p> <p>ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。</p> <p>② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重</p>	<p>(組織)</p> <p>第5条 大洗研究所の使用施設等の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長</u>をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条の2 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(5) <u>安全管理部長は、大洗研究所の使用施設等における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) ～(31) (略)</p> <p>・号番号の繰下げを行う。</p> <p>(28) <u>廃止措置推進課長は、JMTR及びホットラボの廃止の計画に係る業務を行う。</u></p> <p>・組織順の変更を行う。</p> <p>(30) 原子炉課長は、施設管理者としてJMTR本体施設の使用及び保守に関する業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者として照射した核燃料</p>	<p>(本部の組織改正に係る変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化（理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置）を図っている。 ・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。 <p>(大洗（北地区）使用施設の組織改正に係る変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JMTR原子炉施設が廃止措置段階に移行したため、JMTRに係る組織の管理体制を見直し、廃止の業務を円滑に推進するため変更を行う。 ・廃止措置準備室長の名称を廃止措置推進課長に変更し、組織順を変更する。また、照射課長の職務であった照射準備室及び照射した核燃料物質の管理を原子炉課長に移管するものである。使用施設等の保安に関する職務は維持される。 <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p> <p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	<p>物質及び照射していない核燃料物質のうちJMT Rの中性子束測定用の核分裂計数管の管理に関する業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 照射課長の職務を原子炉課長に移管する。 <p>別図第1 使用施設等の管理組織（第5条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織改正を反映する。 <p>別表第2 施設管理者一覧（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 照射課の管理分担を原子炉課に移行するため、施設区分の照射準備室を原子炉課長に移行するとともに、施設管理者である照射課長を削除する。 <p>別表第3 管理区域管理者一覧（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 照射課の管理分担を原子炉課に移行するため、管理区域区分の照射制御室及び照射準備室を原子炉課長に移行するとともに、管理区域管理者である照射課長を削除する。 	
<p>四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第4号 保安教育</p> <p>1. 使用施設等の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>《 1. ～4. 》</p> <p>第4章 保安教育訓練 (保安教育等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 原子力施設検査室長及び課長は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第6に掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第7に掲げる者については、当該部長の承</p>	<p>《 1. ～4. 》</p> <p>廃止措置推進課長への名称変更に伴い、廃止措置準備室長の記載の削除を行う。また、項番の繰下げを行う。名称変更した廃止措置推進課長は、「課長」に含まれることから、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関する事。</p> <p>ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項</p>		<p>認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 第5条の2第1項第1号及び第8号から第37号までに掲げる者は、必要に応じて、保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置準備室長の削除を行う。 ・号番号の繰下げを行う。 	
<p>五 使用施設等の操作に関する事であつて、次に掲げるもの。</p> <p>イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関する事。</p> <p>ロ 使用施設等の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があつた場合の措置に関する事(第十二号に掲げるものを除く。)</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第5号 使用施設等の操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 核燃料物質の使用等に必要な従業員の確保について定められていること。 2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。 4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。 6. 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。 	<p>《 1. ～6. 》</p> <p>第5編 JMTRの管理 (要員の配置)</p> <p>第2条 技術課長及び原子炉課長は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵に伴う取り扱いを行う場合は、それぞれ、所管する施設の保安に必要な要員を配置する。</p> <p>2 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>(年間使用計画)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、技術課長、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>(使用実施計画)</p> <p>第5条 技術課長及び原子炉課長は、JMTRにおいて核燃料物質を使用、受入及び貯蔵しようとする場合は、別表第2に掲げる事項を明らかにしたJMTR核燃料物質使用実施計画を作成し、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p>	<p>《 1. ～6. 》</p> <p>JMTRの組織改正に伴い、照射課長の削除を行う。照射課長が管理している核燃料物質及び設備・機器は、原子炉課長に移管されることから、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>2 (略)</p> <p>3 技術課長及び原子炉課長は、第1項の承認を得た場合は、その実施前に技術課長、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>(臨界管理)</p> <p>第6条 技術課長及び原子炉課長は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵その他の取扱いをする場合は、性状、質量の各制限を超えないことを施設管理者又は核燃料取扱主務者及び施設管理統括者が指名した者により確認を行い、いかなる場合においても臨界に達することがないようにこれを管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>(照射済核燃料物質の引渡し)</p> <p>第24条 原子炉課長は、照射済核燃料物質をホットラボへ引き渡そうとする場合は、ホットラボ課長の同意を得た後に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>(核燃料物質の所在管理)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 原子炉課長は、照射済核燃料物質の引渡し又は移動をした場合は、そのつど技術課長に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>(負圧の維持ができなくなった場合の措置)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 原子炉課長は、前項の状況が復旧しない場合は、核燃料物質等を取り扱う作業を中止する等の措置を講ず</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>るとともに核燃料取扱主務者に通報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>(地震又は火災時の措置)</p> <p>第29条 地震又は火災が発生した場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長は、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 原子炉課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合は、材料試験炉部長に通報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>第6編 ホットラボの管理 (年間使用計画)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得たときは、所長に報告するとともに、ホットラボ課長、技術課長、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>(使用実施計画)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ホットラボ課長は、第1項の承認を受けたときは、技術課長、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 	
<p>六 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第6号 管理区域及び周辺監視区域の設定等 1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空气中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空气中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。 9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。		
七 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	使用規則第2条の12第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
八 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等(核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所外への運搬に関する行為(工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>		
九 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。	<p>使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>		
<p>十 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	-	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十一 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p>	-	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。		
十二 非常の場合に講ずべき処置に関すること。	<p>使用規則第2条の12第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。 4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。 7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。 8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。 9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。 	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
十三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使	<p>使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置</p>	—	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
用施設等の保全に関する措置に関すること。	<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>		当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
十四 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。	<p>使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告</p> <p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p>	<p>《 1. 及び2. 》 第13章 記録及び報告 (記録及び保存) 第33条 (略) 2 (略)</p> <p>別表第11(1)核燃料物質の使用等に関する記録(第33条) (略) ・核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11(記録)「品質管理基準</p>	<p>《 1. 及び2. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記録責任者及び保存責任者の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p><u>規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)(第1編第13条)」に係る記録責任者及び保存責任者の一部を変更する。</u></p> <p><u>・名称変更に伴い、廃止措置準備室長の削除を行う。</u></p> <p>《 3. ～5. 》 —</p>	<p>《 3. ～5. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十五 使用施設等の施設管理に関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>《 1. 及び2. 》</p> <p>第5編 JMTRの管理 (施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</p> <p>第14条 原子炉課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 原子炉課長は、第2項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。 ・照射課長を削除する。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第15条 原子炉課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 原子炉課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p>	<p>《 1. 及び2. 》</p> <p>組織改正に伴う照射課長の削除を行う。照射課長が管理している設備・機器は原子炉課長に移管されることから、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>(1)～(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 原子炉課長は、第4項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>(保全活動の実施)</p> <p>第16条 原子炉課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第17条 原子炉課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>(定期事業者検査)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 原子炉課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 原子炉課長は、前項の通知を受けた場合は、材料試験炉部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受け</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>た場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>(修理及び改造)</p> <p>第19条 原子炉課長は本体施設及び特定施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 原子炉課長は本体施設及び特定施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査の対象である場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>5 原子炉課長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 ・項番号の繰上げ <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 原子炉課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長に通知する。</p> <p>5 原子炉課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、材料試験炉部長に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 <p>(保守結果の通知等)</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>第21条 原子炉課長は第18条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 原子炉課長は、第19条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第20条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が第2編第34条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第34条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>5</u> 材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照射課長を削除する。 ・項番号の繰上げ 	
<p>十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第16号 技術情報の共有 1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十七 不適合（品質管理基準規則第2条第二項第二号に規定するものを</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開</p>		

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>いう。以下この号及び次項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>《 1. 及び2. 》 第3章 品質マネジメント計画 (品質マネジメント計画) 第13条 8.3 不適合管理 安全管理部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。 a) ~d) (略) (3) (略) (4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。 (5) (略) (6) 安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>	<p>《 1. 及び2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要な事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>十八 その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第18号 その他必要な事項 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	使用施設保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。		

保安規定審査基準と（南地区）原子炉施設保安規定変更の対比表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>《 1. 及び2. 》 —</p>	<p>《 1. 及び2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理規則第四条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第2号 品質マネジメントシステム 1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第23条第1項又は第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。 2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>《 1. 》 — 《 2. ～5. 》 第13条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 1. ～3. (略) 4. 品質マネジメントシステム</p>	<p>《 1. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。 《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加、及び名称変更であり、要求事項を個別業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。 《 3. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、要求事項を個別</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>4.1 一般要求事項 (1)～(3) (略) (4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。 別図第1の2.1に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。 a)～i) (略) (5)～(6) (略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1～4.2.2 (略)</p> <p>4.2.3 文書管理 (1) (略) (2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。 a)～i) (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理 (1) (略) (2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。 a)～b) (略)</p> <p>5. 経営者等の責任 5.1～5.5.1 (略)</p>	<p>業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 4. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 5. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、内部監査の仕組みに変更はなく、審査基準の適合性は維持している。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5.5.3 ～5.6.3 (略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>、大洗研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、大洗研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確かなものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) ～(3) (略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項のa)からe)までに準じた管理を行う。</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>6.3 ～6.4 (略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) ～(5) (略) (6) <u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>は、本部において原子炉施設の保安活動を支援する<u>その他業務</u>がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 ～7.6 (略)</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。 a) ～c) (略) (2) (略)</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 (1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3項参照)により入手し、監視する。</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>(2) (略)</p> <p>8.2.2 (略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定 (1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。 この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。 a) ～b) (略) (2) ～(5) (略)</p> <p>8.2.4 (略)</p> <p>8.3 不適合管理 <u>安全管理部長</u>、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>a) ~d) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>理事長</u>、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>安全管理部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) ～(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に</p>	

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者等と共有することも含む。</p> <p>a) ～d) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別図第1の2. 1 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担する。</p>	
<p>三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第3号 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1) 試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>《 1. 》</p> <p>(組 織)</p> <p>第5条 大洗研究所(南地区)の原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長</u>をいう。</p> <p>(職 務)</p> <p>第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具</u></p>	<p>《 1. 》</p> <p>第3号に係る変更点は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化(理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置)を図っている。 ・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。 <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) <u>安全管理部長は、大洗研究所の原子炉施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) ～(28) (略)</p> <p>・号番号の繰下げを行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>別図第1 原子炉施設の管理組織 ・組織改正を反映する。</p>	
<p>四 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第4号 試験炉規則第15条第1項第4号 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う試験研究用等原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（試験研究用等原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から試験研究用等原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p>	-	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>五 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第5号 保安教育</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉施設を利用する者（役務を供給する事</p>	<p>《 1. ～5. 》</p> <p>第4章 保安教育訓練</p>	<p>《 1. ～5. 》</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>業者に属する者を含む。以下「従業員等」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>(6) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>3. 従業員等について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>4. 従業員等について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>(保安教育等) 第20条 (略) 2～7 (略) 8 第5条の2第1項第1号及び第8号から第28号に掲げた者は、必要に応じて、保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。 ・項番号の繰下げを行う。</p>	<p>項番号の繰り下げのみのため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>六 試験研究用等原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの。</p> <p>イ 試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に関すること(第十四号に掲げるものを除く。)</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第6号イからハまで 試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>4. 試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 運転上の遵守事項に関すること。</p> <p>(2) 運転計画及び運転許可に関すること。</p> <p>(3) 起動前及び停止後の措置に関すること。</p> <p>(4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関すること。</p> <p>(5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関すること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	5. 臨界実験装置については、以下の事項が定められていること。 ・燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関すること。 6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。		
六 試験研究用等原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの。 ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。	試験炉規則第15条第1項第6号ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査 1. 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
七 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。	試験炉規則第15条第1項第7号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。		
八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	試験炉規則第15条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	試験炉規則第15条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 3. 試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。 なお、この事項は、第12号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等に	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>		
十 放射線測定器の管理及び放射線の測定方法に関すること。	<p>試験炉規則第15条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
十一 放射線の利用に係る保安に関すること。	<p>試験炉規則第15条第1項第11号 放射線利用に係る保安</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設における放射線の利用に係る保安に関して、利用の目的、方法等の事項が定められていること。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。	<p>試験炉規則第15条第1項第12号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。		
十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	<p>試験炉規則第15条第2項第13号 放射性廃棄物の廃棄</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。	<p>試験炉規則第15条第1項第14号 非常の場合に講ずべき処置</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原 	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員等は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>		
<p>十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第15号 設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p>	-	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>ロ発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。）</p> <p>当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>		
<p>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第16号 記録及び報告</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 事業所長及び試験研究用等原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>《 1. ～ 2. 》 ○第1編第31条（記録及び保存）：掲載省略。 <u>別表第9. 1 試験炉規則に基づく記録（第31条）及び別に別表第9. 2 試験炉規則に基づく記録（第31条）において、品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録について、組織改正に伴い、組織名称の変更を行う。</u></p> <p>《 3. ～ 5. 》 —</p>	<p>《 1. ～ 2. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記録責任者及び保存責任者の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 3. ～ 5. 》</p>
<p>十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第17号 試験研究用等原子炉施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。)</p>	<p>置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原規規発第1911131号(令和元年11月13日原子力規制委員会決定))を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。</p> <p>5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>		
<p>十八 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第18号 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価について、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関することについては、試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。		
十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。	試験炉規則第15条第1項第19号 技術情報の共有 1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。	試験炉規則第15条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開 1. 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。	《 1. ～2. 》 (品質マネジメント計画) 第13条 8.3 不適合管理 安全管理部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。 a) ～d) (略) (3) (略) (4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してと	《 1. ～2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要な事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第15条1項	試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		られた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。 (5) (略) (6) <u>安全管理部長</u> は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。	
二十一 その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項	試験炉規則第15条第1項第21号 その他必要な事項 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

保安規定審査基準と（南地区）使用施設保安規定変更の対比表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>《 1. ～ 2. 》 —</p>	<p>—</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム 1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。 2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>《 1. 》 — 《 2. ～ 5. 》 第9条 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 1. ～ 3. （略） 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項</p>	<p>《 1. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。 《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、保安活動の組織及び仕組みが同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適合性は維持している。 《 3. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、要求事項を個別</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>別図第2に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a)～i) (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1～4.2.2 (略)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a)～i) (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1～5.5.1 (略)</p>	<p>業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 4. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 5. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、内部監査の仕組みに変更はなく、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5.5.3～5.6.3 (略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、契約部長、大洗研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、大洗研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 安全管理部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)のa)からe)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3～6.4 (略)</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>は、本部において使用施設等の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2～7.6 (略)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>部長</u>及び<u>課長</u>は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3項参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) (略)</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>8.2.2 (略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定 (1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。 この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。 a)～b) (略) (2)～(5) (略)</p> <p>8.2.4 (略)</p> <p>8.3 不適合管理 <u>安全管理部長</u>、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>理事長</u>、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>8.5.2 是正処置等</p> <p>安全管理部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) ～(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全管理部長、所長、センター長及び部長は、他の使用施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者等と共有することも含む。</p> <p>a) ～d) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別図第2 品質マネジメントシステム体系図（第9条）</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担する。</p>	
<p>三 使用施設等の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設の操作を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。</p> <p>しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。</p> <p>ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の</p>	<p>《 1. 》 (組織)</p> <p>第4条 大洗研究所(南地区)の使用施設等の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び<u>契約部長</u>をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上</u></p>	<p>第3号に係る変更点は下記の通り。</p> <p>(本部の組織改正に係る変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化（理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置）を図っている。 ・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。 <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p> <p>(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。 ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>① 組織の長(代表者、工場長又は事業所の長等)に対し、意見具申等を行うこと。</p> <p>② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重</p> <p>① 組織の長(代表者、工場長又は事業所の長等)は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p> <p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	<p>必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) <u>安全管理部長</u>は、大洗研究所の使用施設等における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(6) ～(26) (略) ・号番号の繰下げを行う。</p> <p>別図第1 使用施設等の管理組織(第4条) ・組織改正を反映する。</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第4号</p> <p>保安教育</p> <p>1. 使用施設等の管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>《 1. ～ 4. 》</p> <p>第4章 保安教育訓練 (保安教育等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第5条第1項第1号及び第8号から第33号に掲げる者は、必要に応じて、保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>・項番号の繰下げを行う。</p>	<p>項番号の繰下げのみのため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>五 使用施設等の操作に関することであって、次に掲げるもの。</p> <p>イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に関すること(第十二号に掲げるものを除く。)</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第5号</p> <p>使用施設等の操作</p> <p>1. 核燃料物質の使用等に必要な従業員の確保について定められていること。</p> <p>2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p> <p>4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。</p> <p>6. 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>六 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第6号</p> <p>管理区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空气中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。 9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。		
七 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	使用規則第2条の12第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
八 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等(核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所外への運搬に関する行為(工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>		
<p>九 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。		
十 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
十一 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄 1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>十二 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。 4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。 7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。 8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。 9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。 	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>		
<p>十四 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告</p> <p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p>	<p>《 1. ～ 2. 》</p> <p>○第1編第29条（記録及び保存）：掲載省略。</p> <p>別表第11 核燃料物質の使用等に関する記録（第29条）において、品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録について、組織改正に伴い、組織名称を変更する。</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記録責任者の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>《 3. ～ 5. 》 —</p>	
<p>十五 使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第16号 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十七 不適合(品質管理基準規則第2条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>《 1. ～ 2. 》 (品質マネジメント計画) 第9条 第12条 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要な事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全管理部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) ～d) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>	
十八 その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項	<p>使用規則第2条の12第1項第18号</p> <p>その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。		

保安規定審査基準と廃棄物管理施設保安規定変更の対比表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所

廃棄物管理規則 第34条第1項	廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>《 1. 及び2. 》 —</p>	<p>—</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第2号 品質マネジメントシステム 1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。 2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、廃棄物管理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>《 1. 》 — 《 2. ～5. 》 (品質マネジメント計画) 第13条の2 廃棄物管理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃棄物管理施設の事業許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 1. ～3. (略) 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) ～(3) (略)</p>	<p>《 1. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。 《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、保安活動の組織及び仕組みが同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適合性は維持している。 《 3. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、要求事項を個別</p>

廃棄物管理規則 第34条第1項	廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。別図第2の2-1に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a) ~i) (略)</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1~4.2.2 (略)</p> <p>4.2.3 文書管理 (1) (略) (2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。 a) ~i) (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理 (1) (略) (2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。 a) ~b) (略)</p> <p>5. 経営者等の責任 5.1~5.5.1 (略)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p>	<p>業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 4. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 5. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、内部監査の仕組みに変更はなく、審査基準の適合性は維持している。</p>

廃棄物管理規則 第34条第1項	廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5.5.3～5.6.3 (略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>、大洗研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、大洗研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)のa)からe)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3～6.4 (略)</p>	

廃棄物管理規則 第34条第1項	廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 安全管理部長、契約部長は、本部において廃棄物管理施設の保安活動を支援する他の業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2～7.6 (略)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3項参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) (略)</p>	

廃棄物管理規則 第34条第1項	廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>8.2.2 内部監査 (略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定 (1) 理事長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。 この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。 a) ~b) (略) (2)~(5) (略)</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (略)</p> <p>8.3 不適合管理 安全管理部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p>	

廃棄物管理規則 第34条第1項	廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>a) ~d) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p>	

廃棄物管理規則 第34条第1項	廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>安全管理部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全管理部長、所長、センター長及び部長は、他の廃棄物管理施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収</p>	

<p>廃棄物管理規則 第34条第1項</p>	<p>廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)</p>	<p>保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)</p>	<p>備考</p>
		<p>集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者等と共有することも含む。</p> <p>a) ～d) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別図第2の2-1 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>・「<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>」の業務プロセスを「<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>」及び「<u>安全管理部長</u>」に分担する。</p>	
<p>三 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第3号 廃棄物管理施設の操作を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 廃棄物管理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>《 1. 》</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第5条 廃棄物管理施設の保安管理組織は、第6条第2項に掲げる者、廃棄物取扱主任者及び第2節に掲げる委員会等で構成し、別図第2-1に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び<u>契約部長</u>をいう。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p><u>(3) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずるとともに、第13条</u></p>	<p>第3号に係る変更点は下記の通り。</p> <p>(本部の組織改正に係る変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化(理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置)を図っている。 ・「<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>」の職務を「<u>安全管理部長</u>」へ名称変更により、廃棄物管理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。 <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>

廃棄物管理規則 第34条第1項	廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>の2 5.5.2管理責任者に定める本部(監査プロセスを除く。)における業務を行う。</p> <p>(4) 安全管理部長は、大洗研究所の廃棄物管理施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) ～(23) (略)</p> <p>・号番号の繰下げを行う。</p> <p>別図第2-1 大洗研究所の廃棄物管理施設の保安管理組織図</p> <p>・組織改正を反映する。</p>	
<p>四 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項 第4号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。</p> <p>2. 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(廃棄物管理設備の操作に従事する者は、廃棄物取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物管理施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>五 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第5号 保安教育</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

<p>廃棄物管理規則 第34条第1項</p>	<p>廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)</p>	<p>保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)</p>	<p>備考</p>
<p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関する事 ロ 保安教育の内容に関する事 であつて次に掲げるもの (1)関係法令及び保安規定の遵守に関する事。 (2)廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関する事。 (3)放射線管理に関する事。 (4)核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事。 (5)非常の場合に講ずべき処置に関する事。 ハ その他廃棄物管理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>1. 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。 2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。 4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>		
<p>六 廃棄物管理施設の操作に関する事であつて、次に掲げるもの イ 廃棄物管理施設の操作を行う体制の整備に関する事。 ロ 廃棄物管理施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項 ハ 異状があつた場合の措置に関する事(第十二号に掲げるものを除く。)</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第6号 廃棄物管理施設の操作 1. 廃棄物管理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。 2. 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 4. 廃棄物管理設備の操作に当たつて確認すべき事項について定められていること。 5. 地震、火災等の発生時等に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>《 1. ～4. 》 — 《 5. 》 (理事長及び関係諸機関への通報) 第106条 所長は、異常の通報を受けたときは、その異常が所長が別に定める事故異常時の通報連絡に該当するときは、<u>安全管理部長</u>に通報するとともに、理事長に通報しなければならない。 2 所長は、第1項の場合にあつては、直ちに関係諸機関に通報しなければならない。</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、名称変更のみであり、廃棄物管理施設の操作に係る変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>七 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第7号 管理区域及び周辺監視区域の設定等 1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空气中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

廃棄物管理規則 第34条第1項	廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。		
八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	廃棄物管理規則第34条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	廃棄物管理規則第34条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

<p>廃棄物管理規則 第34条第1項</p>	<p>廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)</p>	<p>保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)</p>	<p>備考</p>
	<p>神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 廃棄物管理規則第27条第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等（放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号における運搬に関する事項と併せて定められているもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められているもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められているもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>		
<p>十 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

廃棄物管理規則 第34条第1項	廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。		
十一 放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関する こと。	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第11号 放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄等</p> <p>1. 事業所内における放射性廃棄物の運搬に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
十二 非常の場合に講ずべき処置に関する こと。	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原</p>	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

廃棄物管理規則 第34条第1項	廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>		
<p>十三 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第13号 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

廃棄物管理規則 第34条第1項	廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。 (4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。		
十四 廃棄物管理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第14号 記録及び報告</p> <p>1. 廃棄物管理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 廃棄物管理規則第26条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、廃棄物管理規則第35条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>《 1. ～2. 》 ○第12章第123条（記録及び保存）：掲載省略。 別表第12—1 記録及び保存において、品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録について、組織改正に伴い、組織名称を変更する。</p> <p>《 3. ～5. 》 —</p>	当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記録責任者の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。
十五 廃棄物管理施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号 廃棄物管理施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号—7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 廃棄物管理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原管廃発第13112713号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））等を参考とし、廃棄物管理規則第29条の2に規定された廃棄物管理施設の経</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

<p>廃棄物管理規則 第34条第1項</p>	<p>廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)</p>	<p>保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)</p>	<p>備考</p>
	<p>年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>3. 事業を開始した日以後20年を経過した廃棄物管理施設については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 廃棄物管理規則第34条第1項第15号に掲げる廃棄物管理施設の施設管理に関する変更しようとする場合（廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p> <p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考として記載されていること。</p> <p>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。</p>		
<p>十六 廃棄物管理施設の定期的な評価に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第16号 廃棄物管理施設の定期的な評価</p> <p>1. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考に、廃棄物管理規則第33条の2に規定された廃棄物管理施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>2. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、廃棄物管理規則第33条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十七 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報に</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第17号 技術情報の共有</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

<p>廃棄物管理規則 第34条第1項</p>	<p>廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)</p>	<p>保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)</p>	<p>備考</p>
<p>ついで他の廃棄物管理事業者との共有に関すること。</p>	<p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の廃棄物管理事業者と共有し、自らの廃棄物管理施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>		
<p>十八 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十九号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開 1. 廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>《 1. ～2. 》 第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画) 第12条 廃棄物管理施設に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 8.3 不適合管理 安全管理部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。 a)～d) (略) (3) (略) (4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要な事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

廃棄物管理規則 第34条第1項	廃棄物管理における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>	
<p>十九 その他廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第19号</p> <p>その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
再処理廃止措置技術開発センター

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。	再処理規則第17条第2項第1号 1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。 2. 法令遵守に係る体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	《 1. 及び 2. 》 —	—
二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。	再処理規則第17条第2項第2号 2 品質マネジメントシステム 1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第44条第1項の指定（以下単に「指定」という。）を受けたところ若しくは第44条の4第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところ又は第50条の5第2項の廃止措置計画の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、再処理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の	《 1. 》 — (品質マネジメント計画) 第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 1. 目的 ～ 3. 定義（略） 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項	《 1. 》 以下に示すとおり、当該審査基準の適合性は維持している。 ・当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、保安活動の組織及び仕組みが同等となるよう業務内容を移行している。 ・当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、要求事項

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
	<p>中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>2. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。第I-2図に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a) ～i) (略)</p> <p>(5) ～(6) (略)</p> <p>第I-2図 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担する。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般 (略)</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書。第I-1-(1)表に示す手順を含む。）及び記録</p> <p>第I-1-(1)表 保安規定に基づき定める作業手順書（第51条の4 4.2.1関連）</p> <p>第I-1-(1)表において、「安全・核セキュリティ統括部」所掌の文書について、組織改正に伴い、組織名称を変更する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル (略)</p>	<p>を個別業務に展開する具体的な方法に変更はない。</p> <p>《 2. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
		<p>4. 2. 3 文書管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、センター長及び管理支援部門各部長は、文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) ～i) (略)</p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、センター長及び管理支援部門各部長は、文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) ～b) (略)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5. 1 経営者の関与 ～ 5. 5. 1 責任及び権限 (略)</p> <p>5. 5. 2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、研究所においては研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5. 5. 3 管理者 ～ 5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット (略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p>	

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
		<p>6.1 資源の確保 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、契約部長、研究所担当理事、所長、センター長及び管理支援部門各部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。 (1)～(4) (略)</p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般 (1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。 (2)～(3) (略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 (1)～(2) (略) (3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)のa)からe)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ ～ 6.4 作業環境 (略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1)～(5) (略)</p>	

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
		<p>(6) <u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>は、本部において再処理施設の保安活動を支援する場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・再処理施設に対する要求事項に関するプロセス ～</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理（略）</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>センター長</u>、<u>管理支援部門各部長</u>、<u>廃止措置推進室長</u>、<u>センター内各部長</u>、<u>センター内各課長</u>及び<u>管理支援部門内各課長</u>は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2から8.5に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) ～c) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、<u>センター長</u>、<u>管理支援部門各部長</u>、<u>廃止措置推進室長</u>、<u>センター内各部長</u>、<u>センター内各課長</u>及び<u>管理支援部門内各課長</u>は、品質マネジメントシステムの</p>	

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
		<p>成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3参照）により情報を入手し、監視する。</p> <p>(2)（略）</p> <p>8.2.2 内部監査（略）</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) ～b)（略）</p> <p>(2) ～(5)（略）</p> <p>8.2.4 検査及び試験（略）</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全管理部長、センター長及び管理支援部門各部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び</p>	

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
		<p>未然防止処置要領」に、センター長及び管理支援部門各部長は「不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務・再処理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、次のいずれかの方法により、不適合を処理する。</p> <p>a) ～d) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の報告を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>	
		8.4 データの分析及び評価	

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
		<p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータを明確にし、収集し、分析する。当該データには、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>理事長</u>、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門各課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長、センター長及び管理支援部門各部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、</p>	

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
		<p>センター長及び管理支援部門各部長は不適合管理並びに是正及び未然防止処置に関する要領に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) ～(5) （略）</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置 <u>安全管理部長</u>、所長、センター長及び管理支援部門各部長は、他の原子力施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センター長及び管理支援部門各部長は不適合管理並びに是正及び未然防止処置に関する要領に定め、次の事項を管理する。</p>	

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
		<p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、適切な未然防止処置を行う。 この活用には、得られた知見や技術情報を他の再処理事業者と共有することも含む。</p> <p>a) ～d) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	
<p>三 廃止措置に係る品質マネジメントに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第3号</p> <p>3 廃止措置に係るQMS</p> <p>2に掲げる事項のほか、廃止措置の実施に係る組織、文書規程等について定められていること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>	<p>(品質マネジメント計画) 第51条の4 (同上)</p> <p>(廃止措置計画の変更) 第198条の2 (略)</p> <p>(廃止措置計画の軽微な変更) 第198条の3 (略)</p> <p>(廃止措置計画の実施工程管理) 第198条の4 (略)</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、廃止措置の実施に係る組織、文書規程等、廃止措置の段階に応じた保安の方法等に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第4号</p> <p>4 廃止措置を行う者の職務及び組織※</p> <p>※ 5に掲げる事項（核燃料取扱主任者の職務の範囲等）を除く。</p> <p>1. 事業所における廃止措置段階の東海再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>《 1. 》 (保安管理組織) 第4条 再処理施設に係る保安活動を実施するための組織は、次の号に掲げる管理職位、核燃料取扱主任者、核燃料取扱主務者及び委員</p>	<p>《 1. 》 以下に示すとおり、当該審査基準の適合性は維持している。</p> <p>(本部の組織改正に係る変更点)</p>

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
		<p>会で構成する。機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>(1) 理事長 (2) 統括監査の職 (3) 管理責任者 1) 監査プロセスの管理責任者 2) 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者 3) 核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という。）の管理責任者（以下「研究所の管理責任者」という。）</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長</u> (5) <u>安全管理部長</u> (6) 契約部長 (7) 核燃料サイクル工学研究所担当理事（以下「研究所担当理事」という。） (8) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。） (9) 再処理廃止措置技術開発センター長（以下「センター長」という。） (10) 当直長 (11) 廃止措置推進室長 (12) 技術部長 (13) ガラス固化部長 (14) 施設管理部長 (15) 環境保全部長 (16) 技術管理課長 (17) 品質保証課長 (18) 核物質管理課長 (19) ガラス固化管理課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化（理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置）を図っている。 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ変更することにより、再処理施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
		<p>(20) ガラス固化技術課長 (21) ガラス固化処理課長 (22) 施設管理課長 (23) 前処理施設課長 (24) 化学処理施設課長 (25) 転換施設課長 (26) 施設保全課長 (27) 分析課長 (28) 環境管理課長 (29) 処理第1課長 (30) 処理第2課長 (31) 工務技術部長 (32) 管理課長 (33) 運転課長 (34) 施設営繕課長 (35) 保安管理部長 (36) 安全対策課長 (37) 危機管理課長 (38) 施設安全課長 (39) 放射線管理部長 (40) 線量計測課長 (41) 環境監視課長 (42) 放射線管理第2課長 (43) 核燃料取扱主任者 (44) 核燃料取扱主務者 (45) 中央安全審査・品質保証委員会 (46) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会 (47) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会 (48) 再処理施設安全専門委員会</p> <p>2 前項の保安管理組織は、第I-1図のとおりとする。 3 第1項第12号から第15号までに掲げる者を「センター内各部長」という。</p>	

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
		<p>4 第1項第16号から第18号までに掲げる者を「技術部内各課長」という。</p> <p>5 第1項第19号から第21号までに掲げる者を「ガラス固化部内各課長」という。</p> <p>6 第1項第22号から第27号までに掲げる者を「施設管理部内各課長」という。</p> <p>7 第1項第28号から第30号までに掲げる者を「環境保全部内各課長」という。</p> <p>8 第1項第16号から第30号までに掲げる者を「センター内各課長」という。</p> <p>9 第1項第32号から第34号までに掲げる者を「工務技術部内各課長」という。</p> <p>10 第1項第36号から第38号までに掲げる者を「保安管理部内各課長」という。</p> <p>11 第1項第40号から第42号までに掲げる者を「放射線管理部内各課長」という。</p> <p>第I-1図 保安管理組織・品質保証組織（第4条関係） ・組織改正を反映する。</p> <p><u>（安全・核セキュリティ統括本部長）</u> <u>第5条の3 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次条に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、</u></p>	

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
	<p>2. 機構の理事長が、使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物を管理し、使用済燃料等又は東海再処理施設による災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p><u>理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>（安全管理部長）</u> 第5条の4 <u>安全管理部長は、研究所の再処理施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（契約部長）</u> 第5条の5 <u>契約部長は、再処理施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</u></p> <p><u>（研究所担当理事）</u> 第5条の6 <u>研究所担当理事は、理事長を補佐し、再処理施設の保安に係る業務を統理する。</u></p> <p><u>（事業者検査の独立性の確保）</u> 第51条の2の2 <u>品質保証課長は、検査の独立性の観点から、検査対象となる設備等の運転・保守管理に関与しない者に検査を実施させる。</u> 2 <u>第4条第1項各号（第17号を除く。）に掲げる職位等は、品質保証課長が行う事業者検査の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</u></p> <p>—</p>	<p>《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
<p>五 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第5号</p> <p>5 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け</p> <p>1. 核燃料取扱主任者の選任及び配置に関すること。 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の取扱いに関し保安の監督を行う核燃料取扱主任者を選任すること及びその組織上の位置付けについて定められていること。特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、東海再処理施設の保安組織から独立していることが当然に求められるものではない。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者の職務について、次に掲げる事項が明記されていること。 I 機構の理事長又は東海再処理施設の所長に対し意見具申等を行うこと。 II 東海再処理施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 III 保安教育の実施計画の作成、改定に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 IV 各種要領書等の制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 V 保安上重要な計画の作成、改定に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 VI 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 VII 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>3. 核燃料取扱主任者の意見等の尊重について、次の事項が定められていること。 I 機構の理事長その他の経営責任者が、核燃料取扱主任者の意見具申等を尊重すること。 II 東海再処理施設の廃止措置に従事する者が、核燃料取扱主任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>4. 核燃料取扱主任者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が他の職務を兼任するときは、他の職務によって</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
	核燃料取扱主任者を補佐する業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明確にされていること。		
<p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 再処理施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他再処理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>再処理規則第17条第2項第6号</p> <p>6 廃止措置を行う者に対する保安教育</p> <p>1. 東海再処理施設の廃止措置を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育の実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 次に掲げる事項について定められ、その見直しの頻度等についても定められていること。</p> <p>I 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>II 東海再処理施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>III 東海再処理施設の廃止措置に関すること。</p> <p>IV 放射線管理に関すること。</p> <p>V 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>VI 非常の場合に採るべき処置に関すること。</p> <p>5. その他再処理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>《 1. 》</p> <p>—</p> <p>《 1. ～ 3. 》</p> <p>（保安教育）</p> <p>第 52 条 理事長は、再処理施設に係る役員の教育計画を定める。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 安全管理部長及び契約部長は、再処理施設に係る保安活動を行う者に対して行う品質マネジメントに関する事項の教育について、第 3 項を準用する。</p> <p>11 （略）</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>《 1. ～ 3. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、保安教育計画の策定、保安教育の実施及びその実施状況の確認について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 4. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>《 5. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>七 再処理設備本体（回収可能核燃料物質（使用済燃料及び核燃料物質（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。）をいう。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第7号</p> <p>7 再処理設備本体（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作の停止に関する恒久的な措置</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
以下同じ。）を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることがなく滞留している場合を除く。）。	再処理設備本体の操作の恒久的な操作の停止に関する措置（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合には、せん断処理施設の停止に関する恒久的な措置）について定められていること。		
八 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。	再処理規則第17条第2項第8号 8 保安上特に管理を必要とする設備の操作 1. 東海再処理施設の保安上特に管理を必要とする設備の操作に必要な操作員の確保について定められていること。 2. 東海再処理施設の保安上特に管理を必要とする設備の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。 4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 5. 再処理設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。 6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。 7. 東海再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安の運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。	再処理規則第17条第2項第9号 9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 1. 管理区域を明示し、管理区域を他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
	<p>人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>		
<p>十 排気監視設備及び海洋放出監視設備に関すること。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第10号</p> <p>10 排気監視設備及び海洋放出監視設備</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の20における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の12における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第11号</p> <p>11 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的な考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
	<p>にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 管理区域から物品又は核燃料物質等を移動する際の表面の放射性物質の密度の測定に関することが定められていること。</p> <p>4. 再処理規則第9条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>5. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>6. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第4の14における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. その他放射性物質による汚染確認後の汚染拡大防止及び汚染の除去の措置が定められていること。</p>		
<p>十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第12号</p> <p>12 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の19における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。（廃止措置対象施設内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第13号</p> <p>13 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</p> <p>東海再処理施設構内における核燃料物質の運搬及び貯蔵（使用済燃料に係るものを含む。以下同じ。）に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>また、使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
	4の14における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。		
<p>十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第14号</p> <p>14 放射性廃棄物の廃棄</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射線被ばく管理のために実施する周辺公衆への影響の評価等を踏まえて、気体状の放射性廃棄物の放出の管理の方法並びに排気中の放射性物質の濃度の測定項目及び測定の頻度が定められていること。 2. 放射線被ばく管理のために実施する周辺公衆への影響の評価等を踏まえて、放射性液体廃棄物の放出の管理の方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び測定の方法が定められていること。 3. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等。ただし海洋放出口周辺海域等に係るものを除く。）について定められていること。なお、この事項は、第4の15における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。 4. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 5. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理、措置及び運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 6. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外における廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 7. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第4の13における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」を参考として記載していること。 	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十五 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関すること。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第15号</p> <p>15 海洋放出口周辺海域等の放射線管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射線被ばく管理のために実施する周辺公衆への影響の評価等を踏まえて、放射性液体廃棄物の海洋放出の管理 	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
	<p>の方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び測定の頻度が定められていること。</p> <p>2. 海洋放出口周辺海域等に係る平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。なお、この事項は、第4の14における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。</p>		
<p>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第16号</p> <p>16 非常の場合に採るべき処置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 緊急事態が発生したときは、定められた通報経路に従って関係機関に通報することが定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> 4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 	<p>《 1. 及び2. 》</p> <p>—</p> <p>《 3. 》 （迅速な通報等） 第60条 従業員は、第56条に定める通報を直ちに行う。 2～3 （略） 4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第I-5(1)図に示す通報連絡系統に従い、直ちに安全管理部長、理事長他関係者へ通報（第一報）する。 5 （略） 6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第I-5(2)図に示す通報連絡系統に従い、安全管理部長、理事長他関係者へ速やかに報告する。 7 （略）</p> <p>《 4. ～9. 》</p> <p>—</p>	<p>《 1. 及び2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>《 3. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、関係機関への通報について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 4. ～9. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
	<p>6. 緊急作業に従事させる放射線業務従事者を次に掲げる要件に該当する者から選定することが定められていること。</p> <p>I 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を機構の理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>II 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>III 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 緊急作業に従事する放射線業務従事者について、次の事項が定められていること。</p> <p>I 緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）を実施すること。</p> <p>II 緊急作業に従事した際に健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関する適切な内容。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 緊急時の措置が講じられるよう、平常時に資機材の準備及び防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>		
<p>十七 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第17号</p> <p>17 設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置※</p> <p>※廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。</p> <p>1. 指定若しくは許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第50条の5第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>I 再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>i 火災</p>	<p>一</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
	<p>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ii 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>a 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>b 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。</p> <p>c 重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。</p> <p>d 重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること（前号に掲げるものを除く。）。</p> <p>e 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>f 重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること（前各号に掲げるものを除く。）。</p> <p>g 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>iii 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>a 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>b 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃</p>		

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
	<p>料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>c 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>II 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>III 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>IV その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>		
<p>十八 再処理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p> <p>十九 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第18号及び19号</p> <p>18 再処理施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</p> <p>1. 東海再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 再処理規則第8条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p>	<p>《 1. 及び2. 》</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 （中略）</p> <p>4.2.3 文書管理 （1）（略） （2）<u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、センター一長及び管理支援部門各部長は、文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
	<p>3. 東海再処理施設の所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 再処理規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には機構の理事長その他の経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する機構の理事長その他の経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 再処理規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象に準ずるものが具体的に定められていること。</p>	<p>a) ～i) (略)</p> <p>(記 録)</p> <p>第 68 条 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、<u>安全管理部長</u>、契約部長及び統括監査の職は、その所掌する業務に関し、第 I - 6 表に定める事項について適正に記録する。</p> <p>2 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、<u>安全管理部長</u>及び統括監査の職は、前項の記録の保管・管理を第 51 条の 4 4.2 に従い実施する。</p> <p>第 I - 6 表 記録(第 68, 69 条関係) <u>・品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)</u> <u>に係る記録保管責任者の一部を変更する。</u></p> <p>《 3. ～ 5. 》 (迅速な通報等)</p> <p>第 60 条 従業員は、第 56 条に定める通報を直ちに行う。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第 I - 5 (1) 図に示す通報連絡系統に従い、直ちに<u>安全管理部長</u>、理事長他関係者へ通報（第一報）する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第 I - 5 (2) 図に示す通報連絡系統に従い、<u>安全管理部長</u>、理</p>	

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
		<p>事長他関係者へ速やかに報告する。</p> <p>7 (略)</p>	
<p>二十 再処理施設の施設管理に関すること。（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第20号</p> <p>19 再処理施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理の方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。）。</p> <p>2. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>二十一 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有に関すること。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第21号</p> <p>20 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有</p> <p>メーカー等保守点検を行った事業者から得た保安に関する技術情報を、原子力事業者等の情報共有の場を活用して他の再処理事業者と共有し、東海再処理施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>二十二 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>再処理規則第17条第2項第22号</p> <p>21 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開</p> <p>1. 東海再処理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合に当該不適合に関する情報を公開する基準が明確に定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、必要な事項が定められていること。</p>	<p>《 1. 及び2. 》</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全管理部長、センター長及び管理支援部門各部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
		<p>本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センター長及び管理支援部門各部長は「不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務・再処理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、次のいずれかの方法により、不適合を処理する。 a)～d)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の報告を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>	

保安規定審査基準と再処理施設保安規定変更の対比表

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第17条第2項	JAEA核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（令和2年4月1日）	保安規定の変更（令和3年11月30日申請）	備考
二十三 廃止措置の管理に関すること。	再処理規則第17条第2項第23号 22 廃止措置の管理 1. 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。 2. 廃止措置期間中の再処理施設において施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造等の保守管理における必要な手順が定められていること。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
二十四 その他再処理施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項	再処理規則第17条第2項第24号 23 その他必要な事項 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

保安規定審査基準と使用施設保安規定変更の対比表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>《 1. 及び2. 》 —</p>	<p>《 1. 及び2. 》 機構における安全、核セキュリティ、保障措置の業務については、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきたが、機構全体の安全管理及び核セキュリティ管理の機能を向上させ、機構横断的なガバナンスの強化を図るため、安全・核セキュリティ統括部に代わり、機構経営の直轄機能を有する「安全・核セキュリティ統括本部」を新たに設置するとともに、その傘下に「安全管理部」及び「核セキュリティ管理部」の2部を置く体制とする。このため、本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正する。これに伴い、第I編第4条（組織）及び第I編第5条（職務）を変更する。なお、詳細は、「使用規則第2条の12第1項第3号」に記載する。</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム 1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。 2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手</p>	<p>《 1. 》 — 《 2. ～5. 》 (品質マネジメント計画)</p>	<p>《 1. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。 《 2. 》</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>第12条 使用施設等の保安活動を適切に実施するため、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。第I-1の1図に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a)～i) (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>第I-1の1図「品質マネジメントシステム体系図」(略)</p> <p>・「<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>」の業務プロセスを「<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>」及び「<u>安全管理部長</u>」に分担する。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1～4.2.2 (略)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長(以下この条において、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長を「各部長」という。)は、</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、保安活動の組織及び仕組みが同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 3. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、要求事項を個別業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 4. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 5. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、内部監査の仕組みに変更はなく、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>所掌する組織の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。 a)～i) (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理 (1) (略) (2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、統括者及び各部長は、所掌する組織の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。 a)～b) (略)</p> <p>5. 経営者等の責任 5.1～5.5.1 (略)</p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、研究所においては研究所担当理事を管理責任者とする。 (2) (略)</p> <p>5.5.3～5.6.3 (略)</p> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の確保 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、契約部長、研究所担当理事、所長、統括者及び各部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。 (1)～(4) (略)</p> <p>6.2 人的資源</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、契約部長、研究所担当理事、所長、統括者、各部長、使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長（以下この条において、使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長を「各課長」という。）は、原子力の安全を確実にするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 安全管理部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)のaからe)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3～6.4 (略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 安全管理部長及び契約部長は、本部において使用施設等の保安活動を支援する他の業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)に準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2～7.6 (略)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>(1) 統括監査の職、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを 8.2 に示す「監視及び測定」から 8.5 に示す「改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 統括監査の職、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受け止めているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3 参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、統括監査の職、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を定める。</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (1)～(5) (略)</p> <p>8.3 不適合管理 安全管理部長、所長、統括者又は各部長は、不適合の処理に関する管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 統括監査の職、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 統括監査の職、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 統括監査の職、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(5) (略)</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>(6) 安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 統括監査の職、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の必要性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、統括監査の職、管理責任者、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>安全管理部長、所長、統括者及び各部長は、不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「不適合管理並びに是正及び未然</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 統括監査の職、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 統括監査の職、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全管理部長、所長、統括者及び各部長は、他の使用者等から得られた知見を保安活動に反映するため、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」及び「水平展開実施要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 統括監査の職、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質等の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者等と共有することも含む。</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		a)～d) (略) (2) (略)	
三 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。	<p>使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設の管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。</p> <p>しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。</p> <p>ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p> <p>(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。</p> <p>ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。</p> <p>② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p>	<p>《 1. 》 (組織)</p> <p>第4条 使用施設等に係る保安に関する組織は、次の各号に掲げる各職位、核燃料取扱主務者及び委員会で構成し、第I-1図のとおりとする。機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括本部長 (4)の2 安全管理部長 (4)の3 契約部長</p> <p>(5)～(49) (略)</p> <p>2. ～10. (略)</p> <p>第I-1図「使用施設等の保安に関する組織」(略)</p> <p>・組織改正を反映する。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、研究所においては研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部</p>	<p>第3号に係る変更点は下記のとおり。</p> <p>(本部の組織改正に係る変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化（理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置）を図っている。 ・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。 <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たり複数使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p> <p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たり複数使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	<p><u>担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(4)の2 安全管理部長</u>は、使用施設等の品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p><u>(4)の3 契約部長</u>は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(5)～(44) (略)</p> <p>2. (略)</p>	
<p>四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第4号 保安教育</p> <p>1. 使用施設等の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>		
<p>五 使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもの。</p> <p>イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に関すること(第十二号に掲げるものを除く。)</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第5号 使用施設等の操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 核燃料物質の使用等に必要に従業員の確保について定められていること。 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 核燃料物質の臨界管理について定められていること。 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。 	-	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>六 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第6号 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p> <ol style="list-style-type: none"> 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 	-	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関する こと。</p> <p>9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上 の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められているこ と。</p>		
七 排気監視設備及び排水監視設備 に関すること。	<p>使用規則第2条の12第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度 の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能維持の方法 並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能維持の方法については、施設全体での 管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する 事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備の うち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全 体での管理方法の一部として、第9号における放射線測定 器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定 められていてもよい。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容 に変更はない。
八 線量，線量当量，放射性物質の濃 度及び放射性物質によって汚染さ れた物の表面の放射性物質の密度 の監視並びに汚染の除去に関する こと。	<p>使用規則第2条の12第1項第8号 線量，線量当量，汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超え ないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定め られていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射 線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放 射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められて いること。</p> <p>3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染 を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められている こと。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率 等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料 物質等を移動する際に講ずべき事項が定められているこ と。</p> <p>6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。） の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業 所外での運搬中に関するものを除く。）が定められているこ と。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容 に変更はない。

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>と。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>		
<p>九 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行為(工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。		
十一 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	<p>使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
十二 非常の場合に講ずべき処置に関すること。	<p>使用規則第2条の12第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。 4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業者は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>		
<p>十三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。）</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>		
<p>十四 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告</p> <p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p> <p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>《 1. 及び 2. 》 (記録) 第50条 (略) (記録の検閲) 第51条 (略)</p> <p>・核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11(記録)「6 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、品質管理基準規則第54条第1項第2号に規定する記録)(他の号に掲げるものを除く。)」に係る記録責任者及び保管責任者の一部を変更する。</p> <p>第I-12表 記録 (略) ・組織改正を反映する。</p> <p>《 3. ～ 5. 》 —</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記録責任者及び保管責任者の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>十五 使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第16号 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>《 1. 》 (品質マネジメント計画) 第12条 使用施設等の保安活動を適切に実施するため、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. ～8.5.2 (略)</p> <p>8.5.3 未然防止処置 安全管理部長、所長、統括者及び各部長は、他の使用者等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」及び「水平展開実施要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 統括監査の職、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質等の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、技術情報の共有に必要な事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者等と共有することも含む。</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	
<p>十七 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>《 1. 及び2. 》 (品質マネジメント計画)</p> <p>第12条 使用施設等の保安活動を適切に実施するため、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. ～8.2.4 (略)</p> <p>8.3 不適合管理 安全管理部長、所長、統括者又は各部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 統括監査の職、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 統括監査の職、安全管理部長、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要な事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		(4) 統括監査の職、 <u>安全管理部長</u> 、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。 (5) (略) (6) <u>安全管理部長</u> は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。	
十八 その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項	使用規則第2条の12第1項第18号 その他必要な事項 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

保安規定審査基準と加工施設保安規定変更の対比表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階(第1項)	廃止措置段階(第2項)				
一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。	一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。	第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	(1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	一	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理規則第四条第四号に規定する手順書等(以下単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)	二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)	第2号 品質マネジメントシステム 1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定)。以下「品質管理基準規則解釈」という。)を踏まえて定められていること。 2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとして、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。 4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。 5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けた	(2) 品質マネジメントシステム 1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとして、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。 2. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	《 1)及び2) 》 第1章 総則 (基本方針) 第2条 (略) 第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画) 第16条 加工施設に関する保安活動を適切に実施するため、加工事業許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 1.～3. (略) 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) (略) (2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要性に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。 a)～c) (略) (3) (略) (4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。 第2図に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。 a)～i) (略) (5)～(6) (略)	《 1) 》 ・当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、保安活動の組織及び仕組みが同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適合性は維持している。 ・当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。 《 2) 》 ・当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)				
		<p>ところにより、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>		<p>第2図 品質マネジメントシステム体系図（略） ・「<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>」の業務プロセスを「<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>」及び「<u>安全管理部長</u>」に分担する。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1～4.2.2（略）</p> <p>4.2.3 文書管理 (1)（略） (2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「文書・記録管理要領書」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。 a)～i)（略）</p> <p>4.2.4 記録の管理 (1)（略） (2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「文書・記録管理要領書」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。 a)～b)（略）</p> <p>5. 経営者等の責任 5.1～5.5.1（略）</p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、センターにおいては人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）を管理責任者とする。 (2)（略）</p> <p>5.5.3～5.6.3（略）</p> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の確保 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、契約部長、センター担当理事、所長及び統括者は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。 (1)～(4)（略）</p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般 (1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、センター担当理事、所長、統括者及び課室長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。 (2)～(3)（略）</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 (1)～(2)（略） (3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項のa)からe)までに準じた管理を行う。</p> <p>6.3～6.4（略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画</p>	<p>・当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、内部監査の仕組みに変更はなく、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)				
				<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>及び<u>契約部長</u>は、本部において加工施設の保安活動を支援する他の業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2～7.6 (略)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、統括者及び課室長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項までに従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3項参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2.2 内部監査 (略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) <u>理事長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には次の事項を含める。</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>及び<u>所長</u>は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、統括者及び課室長は、業務・加工施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、統括者及び課室長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、<u>契約部長</u>、<u>所長</u>、統括者及び課室長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p>	

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)				
				<p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>及び所長は、不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>及び所長は、他の加工施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の加工事業者と共有することも含む。</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	
	三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する こと(手順書等の保安規定上の位置付けに関する ことを含む。)		(3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム 前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、 文書規定等を定めること。廃止措置の段階に 応じて、保安の方法等が明確に示されている こと。	<p>第2章 保安管理体制 (組織)</p> <p>第4条 加工施設に係る保安活動を行う者の組織は、第1図に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び契約部長をいう。</p>	当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、保安活動の組織及び仕組みが同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適合性は維持している。

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)				
				<p>第1図 保安組織 (略) ・組織改正を反映する。</p> <p>第2章 保安管理体制 (職務)</p> <p>第5条 機構(センターを除く。)において加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(5) <u>安全管理部長は、加工施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) (略) (7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターにおいて加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 副所長(事務担当)は、計画管理室長及び総務課長の所掌する業務を統括する。 (4)～(7) (略) (8) 総務課長は、センターにおける加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。 (9)～(11) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画) 第16条 (略)</p>	
三 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)	四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)	<p>第3号 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織</p> <p>1) 本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>《 1 》</p> <p>第2章 保安管理体制 (組織)</p> <p>第4条 加工施設に係る保安活動を行う者の組織は、第1図に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長をいう。</u></p> <p>第1図 保安組織 (略) ・組織改正を反映する。</p> <p>第2章 保安管理体制 (職務)</p> <p>第5条 機構(センターを除く。)において加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>《 1 》</p> <p>(本部の組織改正に係る変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化(理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置)を図っている。 「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。 <p>(拠点の組織改正に係る変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「調達課長」の行うセンターにおける使用施設等に関する調

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)				
				<p>(5) <u>安全管理部長は、加工施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターにおいて加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 副所長(事務担当)は、計画管理室長及び総務課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>総務課長は、センターにおける加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(代理者の指定) 第6条 (略)</p> <p>(独立検査委員会) 第13条 (略)</p> <p>(事業者検査の独立性の確保等) 第14条 (略)</p> <p>第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画) 第16条 (略)</p>	<p>達の契約に係る業務を「総務課長」の業務に移行し、「調達課」と「総務課」を統合することにより、センターにおける事務業務を一組織で一貫して実施する体制を構築する。</p> <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>四 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>五 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>第4号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>1. 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>2)廃止措置主任者の選任に関すること</p> <p>廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。</p> <p>i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること</p> <p>廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。</p> <p>ii. 廃止措置主任者の職務に関すること</p> <p>a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。</p> <p>b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p>	<p>《 2 》</p> <p>—</p>	<p>《 2 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考				
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)								
			<p>d. 各種マニュアルの制定, 改廃に当たり, その内容について, 精査, 指導・助言を行うこと。</p> <p>e. 保安上重要な計画の作成, 改訂に当たり, その内容について, 精査, 指導・助言を行うこと。</p> <p>f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>g. 法令に基づく報告について, 精査, 指導・助言を行うこと。</p> <p>iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重</p> <p>a. 組織の長は, 廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は, 廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>iv. 廃止措置主任者を補佐する組織</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については, その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し, 個々の原子炉設置者の判断により, 廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。</p> <p>この場合, 補佐組織が他の職務を兼務するときには, 当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。</p> <p>v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については, その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し, 個々の原子炉設置者の判断により, 廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し, 配置しておくことを妨げない。この場合, 保安の監督に関する代行者の選任及び配置については, 「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。</p> <p>なお, 法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに, 発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は, 当該発電用原子炉については, 法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから, その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については, 同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。</p> <p>表1 廃止措置主任者の選任要件</p> <table border="1"> <tr> <td>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合</td> <td>以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者</td> </tr> <tr> <td>廃止措置対象施設に核燃料</td> <td>以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有</td> </tr> </table>	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者	廃止措置対象施設に核燃料	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有		
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者								
廃止措置対象施設に核燃料	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有								

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考		
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)						
			<table border="1"> <tr> <td>物質が存在しない場合</td> <td> する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者 </td> </tr> </table>	物質が存在しない場合	する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者		
物質が存在しない場合	する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者						
<p>五 加工施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 加工施設の構造、性能及び操作に関すること</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他加工施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 加工施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>(3) 加工施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他加工施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>第5号 保安教育</p> <p>1. 加工施設の操作及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>(5) 廃止措置を行う者に対する保安教育</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>		
	<p>七 加工設備本体の操作停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。)</p>		<p>(6) 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p> <p>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</p> <p>発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>具体的には</p> <p>1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。</p> <p>2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。</p> <p>3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。</p> <p>等が明確になっていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>		

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階(第1項)	廃止措置段階(第2項)				
<p>六 加工施設の操作に関する ことであつて、次に掲げるもの。 イ 加工施設の操作を行う 体制の整備に関すること。 ロ 操作に当たって確認す べき事項及び操作に必要な 事項 ハ 異状があつた場合の措 置に関すること(第十三号 に掲げるものを除く。) 二 加工施設の操作の安全 審査に関すること。</p>	<p>八 保安上特に管理を必要と する設備の操作に関するこ と。</p>	<p>第6号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき 事項、異状があつた場合の措置等 1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保につ いて定められていること。 2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規程 類を作成することが定められていること。 3. 核燃料物質の臨界管理について定められて いること。 4. 操作員の引継時に実施すべき事項について 定められていること。 5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき 事項並びに操作に必要な事項について定め られていること。 6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置につ いて定められていること。 7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工 施設の保安運営に関する重要事項を審議す る委員会の設置、構成及び審議事項について 定められていること。</p>	<p>《 1.～6. 》 —</p> <p>《 7. 》 第2章 保安管理体制 (中央安全審査・品質保証委員会) 第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2 <u>安全管理部長</u>は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る文書を定 める。 3～6 (略)</p> <p>(安全審査委員会) 第11条 (略)</p> <p>(業務品質保証推進委員会) 第12条 (略)</p>	<p>《 1.～6. 》 当該審査基準に基づき定めた記 載内容に変更はない。</p> <p>《 7. 》 当該審査基準に基づき定めた記 載内容に係る変更点は、組織及び 職位の追加及び名称変更であり、 保安活動の組織及び仕組みが同 等となるよう業務内容を移行し ているため、審査基準の適合性は 維持している。</p>	
		<p>第7号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の 設定等 1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場 所と区別するための措置を定め、管理区域の 設定及び解除において実施すべき事項が定 められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそ れない管理区域及びそれ以外の管理区域 について表面汚染密度及び空気中の放射性 物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域 について講ずべき措置を定め、特別措置を</p>	<p>(7) 発電用原子炉施設の運転の安全審査 本事項については、以下のような事項が明記 されていること。 1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項 及び発電用原子炉施設の保安運営に関する 重要事項を審議する委員会の設置、構成及び 審議事項について定められていること。</p>	<p>《 1 》 第2章 保安管理体制 (中央安全審査・品質保証委員会) 第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2 <u>安全管理部長</u>は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る文書を定 める。 3～6 (略)</p> <p>(安全審査委員会) 第11条 (略)</p> <p>(業務品質保証推進委員会) 第12条 (略)</p>	<p>《 1 》 当該審査基準に基づき定めた記 載内容に係る変更点は、組織及び 職位の追加及び名称変更であり、 保安活動の組織及び仕組みが同 等となるよう業務内容を移行し ているため、審査基準の適合性は 維持している。</p>
<p>七 管理区域、保全区域及び周 辺監視区域の設定並びにこ れらの区域に係る立入制限 等に関すること。</p>	<p>九 管理区域、保全区域及び周 辺監視区域の設定並びにこ れらの区域に係る立入制限 等に関すること。</p>	<p>第7号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の 設定等 1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場 所と区別するための措置を定め、管理区域の 設定及び解除において実施すべき事項が定 められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそ れない管理区域及びそれ以外の管理区域 について表面汚染密度及び空気中の放射性 物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域 について講ずべき措置を定め、特別措置を</p>	<p>(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設 定並びに立入制限 本事項については、以下のような事項が明記 されていること。 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場 所と区別するための措置を定め、管理区域の 設定及び解除において実施すべき事項が定 められていること。 2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそ れない管理区域及びそれ以外の管理区域 について表面汚染密度及び空気中の放射性 物質濃度の基準値が定められていること。 3) 管理区域内において特別措置が必要な区域 について講ずべき措置を定め、特別措置を</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記 載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)				
		<p>施する外部放射線に係る線量当量率, 空気中の放射性物質濃度及び床, 壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 保全区域を明示し, 保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し, 業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>施する外部放射線に係る線量当量率, 空気中の放射性物質濃度及び床, 壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8) 保全区域を明示し, 保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9) 周辺監視区域を明示し, 業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>		
八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	<p>第8号 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については, 施設全体の管理方法の一部として, 第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また, これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については, 施設全体の管理方法の一部として, 第10号における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(9) 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>本事項については, 以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>これらの設備の機能の維持の方法については, 施設全体の管理方法の一部として, (17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また, これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については, 施設全体の管理方法の一部として, (11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第16号((17))における施設管理並びに第10号((11))における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項として記載</p> <p>《 1 》</p> <p>第8章 放射線管理 (放射線測定器等の管理)</p> <p>第64条 安全管理課長は, 第16表に掲げる放射線測定器等を第68条に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し, その機能が正常であることを確認する。 2~4 (略)</p> <p>第7章 放射性廃棄物の管理 (放射性気体廃棄物の管理(測定器等の使用法を含む。))</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理(測定器等の使用法を含む。))</p> <p>第41条 (略)</p>	<p>《 1 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は, 記載の適正化(条番号の変更)のみであり排気監視設備及び排水監視設備について変更はないため, 審査基準の適合性は維持している。</p>
九 線量, 線量当量, 放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	十一 線量, 線量当量, 放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	<p>第9号 線量, 線量当量, 汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について, 線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p>	<p>(10) 線量, 線量当量, 汚染の除去等</p> <p>本事項については, 以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 放射線業務従事者が受ける線量について, 線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p>	<p>《 1 》</p> <p>第8章 放射線管理 (管理上の人の区分)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(放射線業務従事者の指定及び解除等)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>(線量限度)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>(線量の評価等(測定器等の使用法を含む。))</p> <p>第57条 (略)</p> <p>(放射線測定器等の管理)</p>	<p>《 1 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は, 記載の適正化(条番号の変更)のみであり線量限度を超えないための措置について変更はないため, 審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)				
		<p>2. 国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。) の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 加工規則第7条の2の9に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等 (新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。) の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて (指示) 」 (平成20・04・21原院第1号 (平成20年5月27日原子力安全・保安院制定 (NISA-111a-08-1))) を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。</p>	<p>2) 国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。) の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6) 核燃料物質等 (新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。) の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) が定められていること。なお、この事項は、(12) 及び (13) における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13) における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて (指示) 」 (平成20・04・21原院第1号 (平成20年5月27日原子力安全・保安院制定 (NISA-111a-08-1))) を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13) における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>第64条 安全管理課長は、第16表に掲げる放射線測定器等を第68条に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。 2～4 (略)</p> <p>《 2 》 —</p> <p>《 4 》 —</p> <p>《 5 》 —</p> <p>《 3 》 —</p> <p>《 6 》 —</p> <p>《 8 》 該当なし (適用外のため)》</p> <p>《 7 》 —</p> <p>《 9 》 —</p>	<p>《 2 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>《 4 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。 《 5 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。 《 3 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。 《 6 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>《 7 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p> <p>《 9 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
十 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。	十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。	第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 1. 放射線測定器 (放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。) の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用	(11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線測定器 (放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。) の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使	第16号 ((17)) における施設管理に関する事項として記載 《 1) 及び2 》 第8章 放射線管理 (線量の評価等 (測定器等の使用方法を含む。))	《 1) 及び2 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記載の適

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)				
		方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。 2.放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。 2)放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第57条 (略) (緊急作業上の被ばく管理(測定器等の使用法を含む。)) 第60条 (略) (線量当量等の測定(測定器等の使用法を含む。)) 第62条 (略) (環境放射線モニタリング(測定器等の使用法を含む。)) 第63条 (略) (放射線測定器等の管理) 第64条 安全管理課長は、第16表に掲げる放射線測定器等を第68条に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。 2～4 (略) 第7章 放射性廃棄物の管理 (放射性気体廃棄物の管理(測定器等の使用法を含む。)) 第39条 (略) (放射性液体廃棄物の管理(測定器等の使用法を含む。)) 第41条 (略)	正化(条番号の変更)のみであり放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。
十一 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事 こと。	十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事 こと(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。)	第11号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関する事が定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	(12) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関する事 こと。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
十二 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事 こと。	十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事 こと。	第12号 放射性廃棄物の廃棄 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制	(13) 放射性廃棄物の廃棄 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。 7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)				
		<p>が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画, 実施, 評価等)について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり, 排気, 排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>2) 放射性液体廃棄物の放出箇所, 放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画, 実施, 評価等)について定められていること。</p> <p>4) ALARAの精神にのっとり, 排気, 排水等を管理することが定められていること。</p>		
十三 非常の場合に講ずべき処置に関すること。	十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。	<p>第13号 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. 緊急時に備え, 平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い, 関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は, 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は, 緊急時体制を発令し, 応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で, 緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は, 原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員, 同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。), 緊急作業を行った放射線業務従事者に対し, 健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し, 適切な内容が定められていること。</p>	<p>(14) 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>本事項については, 以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 緊急時に備え, 平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い, 関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は, 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5) 緊急事態が発生した場合は, 緊急時体制を発令し, 応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>i. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で, 緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は, 原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員, 同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。), 緊急作業を行った放射線業務従事者に対し, 健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し, 適切な内容が定められていること。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)				
		<p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>		
<p>十四 設計想定事故, 重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>十六 設計想定事故, 重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>第14号 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 重大事故等 ① 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p>	<p>(15) 設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>イ 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあっては、ロに掲げる事象を除く。）を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p>	—	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)				
		<p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>		
十五 加工施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。	十七 加工施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。	<p>第15号 記録及び報告</p> <p>1. 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 加工規則第7条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p> <p>3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>		<p>《 1.及び2. 》 第14章 記録及び報告 (記録等) 第92条 (略)</p> <p>第21表 記録及び保存に係る項目(第92条関係) ・核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条(記録)「7 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)」に係る保存責任者の一部を変更する。</p> <p>《 3.～5. 》 第14章 記録及び報告 (報告) 第93条 (略)</p>	<p>《 1.及び2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、保存責任者の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 3.～5. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
	十八 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。		<p>(16) 発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2) 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p> <p>3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明</p>	<p>《 1)及び2) 》 第14章 記録及び報告 (記録等) 第92条 (略)</p> <p>第21表 記録及び保存に係る項目(第92条関係) ・核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条(記録)「7 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)」に係る保存責任者の一部を変更する。</p> <p>《 3)～5) 》 第14章 記録及び報告 (報告) 第93条 (略)</p>	<p>《 1)及び2) 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、保存責任者の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 3)～5) 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)				
			記されていること。 5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。		
十六 加工施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。)	十九 加工施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)	第16号 加工施設の施設管理 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。 2. 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))等を参考とし、加工規則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。 3. 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。 4. 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(加工規則第7条の4の2第1項若しく	(17) 発電用原子炉施設の施設管理 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。) 《 1 》 第1章 総則 (基本方針) 第2条 (略) 第9章 保守管理 (施設管理方針及び施設管理目標の策定) 第67条 (略) (施設管理実施計画等の策定) 第68条 (略) (保全活動の実施) 第69条 (略) (保全活動の有効性評価及び改善) 第70条 (略) (巡視) 第71条 (略) (保守及び改造作業の実施) 第75条 (略) (保守及び改造作業実施後の措置) 第76条 (略) 第5章 加工施設の操作 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) 第26条 (略) 第8章 放射線管理 (放射線測定器等の管理) 第64条 安全管理課長は、第16表に掲げる放射線測定器等を第68条に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。 2～4 (略) (2. 該当なし(適用外のため)) (3. 該当なし(適用外のため)) (4. 該当なし(適用外のため))	《 1 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記載の適正化(条番号の変更)のみであり施設管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。	

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階 (第1項)	廃止措置段階 (第2項)				
		<p>は第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。</p> <p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。</p> <p>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施にすることが定められていること。なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。</p>	<p>2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施にすることが定められていること。</p>	<p>(5. 該当なし (適用外のため))</p> <p>《 2) 》 —</p>	<p>《 2) 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十七 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の加工事業者との共有に関すること。</p>	<p>二十 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の加工事業者との共有に関すること。</p>	<p>第17号 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>(18) 保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十八 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十一号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>二十一 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>第18号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。</p>	<p>(19) 不適合に関する情報の公開 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。 2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。</p>	<p>《 1)及び2) 》 第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画) 第16条 加工施設に関する保安活動を適切に実施するため、加工事業許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 8.3 不適合管理 安全管理部長及び所長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、業務・加工施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。 a)～d) (略) (3) (略) (4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。 (5) (略)</p>	<p>《 1)及び2) 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条		加工施設における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	廃止措置段階の発電用原子炉施設における 保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
運転段階(第1項)	廃止措置段階(第2項)				
				(6) 安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。	
	二十二 廃止措置の管理に関すること。		(20) 廃止措置の管理 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
十九 その他加工施設に係る保安に関し必要な事項	二十三 その他加工施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項	第19号 その他必要な事項 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること。	(21) その他必要な事項 前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

保安規定審査基準と使用施設保安規定変更の対比表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム 1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全</p>	<p>《 1. 》 — 《 2. ～5. 》 第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画) 第12条 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p>	<p>《 1. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。 《 2. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、保安活動の組織及び仕組みが同等となるよう業務内容を移行し</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要性に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>第2図に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a)～i) (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>第2図 品質マネジメントシステム体系図 (略)</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担する。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1～4.2.2 (略)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「文書・記録管理要領書」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a)～i) (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「文書・記録管理要領書」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>5. 経営者等の責任</p>	<p>ているため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 3. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、要求事項を個別業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 4. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 5. 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、内部監査の仕組みに変更はなく、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する 規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>5.1～5.5.1 (略)</p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、センターにおいては人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）を管理責任者とする。 (2) (略)</p> <p>5.5.3～5.6.3 (略)</p> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の確保 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、契約部長、センター担当理事、所長及び統括者は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。 (1)～(4) (略)</p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般 (1) 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、センター担当理事、所長、統括者及び課室長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。 (2)～(3) (略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 (1)～(2) (略) (3) 安全管理部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項のa)からe)までに準じた管理を行う。</p> <p>6.3～6.4 (略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1)～(5) (略) (6) 安全管理部長及び契約部長は、本部において使用施設等の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロ</p>	

核燃料物質の使用等に関する 規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>セスを明確にし、(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2～7.6 (略)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項までに従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3項参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2.2 内部監査 (略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には次の事項を含める。</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (略)</p> <p>8.3 不適合管理</p>	

核燃料物質の使用等に関する 規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>安全管理部長及び所長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。 a)～d) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>及び所長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本</p>	

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>及び所長は、他の使用施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の加工事業者と共有することも含む。</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	
<p>三 使用施設等の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設の操作を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。</p> <p>しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点</p>	<p>《 1. 》</p> <p>第2章 組織及び職務 (組織)</p> <p>第4条 使用施設等の保安に関する組織は第1図に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長</u>をいう。</p> <p>第1図 保安に関する組織 (略)</p>	<p>《 1. 》</p> <p>(本部の組織改正に係る変更点)</p> <p>・使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化(理事長への意見具申及び理事長指示に基</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の利用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。</p> <p>ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p> <p>(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。</p> <p>ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。</p> <p>② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p>	<p>・組織改正を反映する。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(5) <u>安全管理部長は、使用施設等における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 副所長（事務担当）は、計画管理室長及び総務課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) <u>総務課長は、センターにおける使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</u></p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>2 前項第9号から第11号までの職位を、以下「統括者」という。</p> <p>3 (略)</p> <p>(代理者の指定)</p> <p>第6条 所長は、第5条第1項第8号から第17号までに定める各職位が旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、それぞれの代理者をあらかじめ指定する。</p> <p>(核燃料取扱主務者の選任)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>づく必要な措置)を図っている。</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。</p> <p>(拠点の組織改正に係る変更点)</p> <p>・「調達課長」の行うセンターにおける使用施設等に関する調達の契約に係る業務を「総務課長」の業務に移行し、「調達課」と「総務課」を統合することにより、センターにおける事務業務を一組織で一貫して実施する体制を構築する。</p> <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織</p> <p>核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p> <p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置</p> <p>核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	<p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第8条 核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5条第1項第9号から第17号までに定める各職位に対して説明を求め、保安のための指示又は勧告を行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(意見等の尊重)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 安全管理部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る文書を定める。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(安全審査委員会)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>(業務品質保証推進委員会)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(独立検査委員会)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>(事業者検査の独立性の確保等)</p> <p>第11条の3 (略)</p> <p>第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(記録の確認)</p> <p>第72条 (略)</p>	
四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育	使用規則第2条の12第1項第4号 保安教育	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用施設等の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。 2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。 4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 		
<p>五 使用施設等の操作に関することであって、次に掲げるもの。</p> <p>イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十二号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第5号 使用施設等の操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 核燃料物質の使用等に必要な従業員の確保について定められていること。 2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。 4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。 6. 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。 	-	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>六 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第6号 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。 9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>七 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法 	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>については、施設全体での管理方法の一部として、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>		
<p>八 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められているこ 	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>と。なお、この事項は、放射性廃棄物の仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、放射性廃棄物の仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>		
<p>九 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	-	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行為(工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又</p>	-	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。		
<p>十一 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所外への運搬に関する行為(工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。)の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 	-	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十二 非常の場合に講ずべき処置に関する事</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 	-	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>		

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>十三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物管理, 消防吏員への通報, 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの(以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。) 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具, 無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>十四 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告</p> <p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p> <p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>《 1. 及び2. 》</p> <p>第13章 記録及び報告 (記録)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>第14表 記録(第71条及び第72条関係) (略)</p> <p>・核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11(記録)「6 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、品質管理基準規則第54条第1項第2号に規定する記録)(他の号に掲げるものを除く。)」に係る記録責任者の一部を変更する。</p> <p>(記録の確認)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>第14表 記録(第71条及び第72条関係) (略)</p> <p>・核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11(記録)「6 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、品質管理基準規則第54条第1項第2号に規定する記録)(他の号に掲げるものを除く。)」に係る記録責任者の一部を変更する。</p> <p>《 3. ～5. 》</p> <p>—</p>	<p>《 1. 及び2. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記録責任者の名称のみであり、記録の作成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>《 3. ～5. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
十五 使用施設等の施設管理に関すること(使用前検査の実施に関するを含む。)	<p>使用規則第2条の12第1項第15号</p> <p>使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。	<p>使用規則第2条の12第1項第16号</p> <p>技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
十七 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。	<p>使用規則第2条の12第1項第17号</p> <p>不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>《 1. 及び2. 》</p> <p>第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画)</p> <p>第12条 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全管理部長及び所長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p>	<p>《 1. 及び2. 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要な事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の12第1項	使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年4月1日)	保安規定の変更 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。 a)～d) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>	
<p>十八 その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第18号 その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準と原子力第1船原子炉施設保安規定変更内容の整理表（青森研究開発センター）

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 （令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
<p>はじめに</p> <p>本審査基準は、廃止措置計画の認可を受けようとする試験研究用等原子炉設置者及び廃止措置計画の認可を受けた試験研究用等原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）から申請された廃止措置計画に係る保安規定認可申請書又は保安規定変更認可申請書（以下「申請書」という。）の審査に適用する。</p> <p>原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、工場又は事業所（船舶にあっては、その船舶。以下「事業所」という。）ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、原子炉設置者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第43条の3の2第2項 ・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第2項 <p>において規定されている各項目について、追加又は変更した保安規定の認可を受けるため、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、原子炉設置者から申請された保安規定について、法第37条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないこと <p>を確認するための審査を行う。</p> <p>したがって、原子炉設置者から申請された廃止措置段階の保安規定の審査における基準を明確にする観点から、廃止措置段階の保安規定の審査に当たって確認すべき事項等を次のとおり定める。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>試験炉規則第15条第2項第1号（1）関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
<p>これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>		
<p>2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>		
<p>試験炉規則第15条第2項第2号 (2) 品質マネジメントシステム</p>		
<p>1) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可(以下単に「許可」という。)又は法第43条の3の2第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</p> <p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように記載されていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>《 1) ~ 3) 》</p> <p>第15条 原子炉施設等に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 定義 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 本部：機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長</u>をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、担当理事、</u>所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、担当理事、</u>所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシ</p>	<p>《 1) ~ 3) 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、保安活動の組織及び仕組みが同等となるよう業務内容を移行しているため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>		
<p>3) 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>		
<p>試験炉規則第15条第2項第3号 (3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</p>		
<p>(2)に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。</p>		

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
<p>廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>	<p>システムを構築し、運用する。品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>①～③(略)</p> <p>(3) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、担当理事、</u>所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子炉施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、担当理事、</u>所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>別図第2に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>①～⑨(略)</p> <p>別図第2 品質マネジメントシステム体系図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織改正を反映する <p>(5) <u>安全管理部長、統括監査の職、契約部長、</u>所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。</p> <p>(6) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、担当理事、</u>所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1～4.2.2(略)</p> <p>4.2.3 文書管理</p>	

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
	<p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>① ～② (略)</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「原子力第1船原子炉施設 文書及び記録の管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>① ～⑨ (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力第1船原子炉施設 文書及び記録の管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>① ～② (略)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 ～5.3 (略)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長において、毎年度、品質目標(業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標(7.1 (4) ②) 参照)を含む。)が設定されていることを確実にする。</p> <p>また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画(7.1 (4) 参照)が作成されることを確実にする。</p> <p>①～⑤ (略)</p>	

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
	<p>(2) (略)</p> <p>5.4.2 (略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 (略)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、センターにおいては担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5.5.3 ~5.5.4 (略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 ~5.6.3 (略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>、<u>担当理事</u>、<u>所長</u>、<u>総務課長</u>、<u>保安管理課長</u>及び<u>施設工務課長</u>は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>担当理事</u>、<u>所長</u>、<u>総務課長</u>、<u>保安管理課長</u>及び<u>施設工務課長</u>は、原子力の安全を確実なものとするため必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p>	

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
	<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1) 項の①から⑤に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 ~ 6.4 (略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>安全管理部長及び契約部長</u>は、本部において原子炉施設等の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 ~ 7.6 (略)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>① ~ ③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受け止めているかの</p>	

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
	<p>情報を外部コミュニケーション(7.2.3参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視測定を行う。</p> <p>この監視測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>① ~ ② (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>8.2.4 (略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>又は所長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>① ~ ④ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
	<p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>及び所長は、不適合及びその他の事象の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) ～(5) (略)</p>	

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
	<p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>及び所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>① ～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	
<p>試験炉規則第15条第2項第4号 (4) 廃止措置を行う者の職務及び組織</p> <p>1) 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>《 1) 》</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第6条 原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>別図第1 保安に関する組織</p> <p>・組織改正を反映する。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとす</p>	<p>《 1) 》</p> <p>(本部の組織改正に係る変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化(理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置)を図っている。 ・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。 <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
	<p>る。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(5) <u>安全管理部長は、センターの原子炉施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の運営に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) ～(12) (略)</p>	
<p>2) 廃止措置主任者の選任に関すること</p> <p>廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>なお、法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、試験研究用等原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第40条第1項の「試験研究用等原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉主任技術者の選任を要しない。</p> <p>ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。</p> <p>すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る</p>	<p>《 2) 》</p>	

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考				
<p>被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。</p> <p style="text-align: center;">表1 廃止措置主任者の選任要件</p> <table border="1" data-bbox="151 464 1080 1318"> <tr> <td data-bbox="151 464 430 825"> 廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合 </td> <td data-bbox="430 464 1080 825"> 以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 技術士法第32条第1項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 825 430 1318"> 廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合 </td> <td data-bbox="430 825 1080 1318"> 以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 技術士法第32条第1項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者 ニ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者 </td> </tr> </table>	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 技術士法第32条第1項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 技術士法第32条第1項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者 ニ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者		
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 技術士法第32条第1項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者					
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 技術士法第32条第1項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者 ニ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者					
<p>試験炉規則第15条第2項第5号 (5) 廃止措置を行う者に対する保安教育</p> <p>1) 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2) 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。</p> <p>a) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>b) 試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備並びに操作に関すること。</p> <p>c) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>d) 放射線管理に関すること。</p> <p>e) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>f) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>				

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
<p>g) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>4) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>		
<p>試験炉規則第15条第2項第6号 (6) 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p> <p>1) 試験研究用等原子炉の恒久停止に関すること</p> <p>2) 施設の運転上の遵守事項に関すること。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
<p>試験炉規則第15条第2項第7号 (7) 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</p> <p>1) 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
<p>試験炉規則第15条第2項第8号 (8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域並びに立入制限</p> <p>1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
<p>こと。</p> <p>9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>		
<p>試験炉規則第15条第2項第9号 (9) 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
<p>試験炉規則第15条第2項第10号 (10) 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2) 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3) 試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6) 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(12)又は(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
<p>可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>		
<p>試験炉規則第15条第2項第11号 (11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1) 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
<p>試験炉規則第15条第2項第12号 (12) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</p> <p>1) 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2) 新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
<p>試験炉規則第15条第2項第13号 (13) 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
<p>が定められていること。</p> <p>3) 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</p> <p>7) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>		
<p>試験炉規則第15条第2項第14号 (14) 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること(事業所内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。)が定められていること。</p> <p>4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>a) 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>b) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>c) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する</p>	—	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。		
7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。		
試験炉規則第15条2項第15号(15)設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置	一	当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。
1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 a) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの(以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。) 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。 b) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期的に実施すること。 c) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。 d) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。		
試験炉規則第15条第2項第16号及び17号(16)試験研究用等原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告	《 1)～2) 》 ○第1編第30条第1項(記録及び保存)：掲載省略。	《 1)～2) 》
1) 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明確に記載されていること。その際、保安規定	別表第3 記録において、品質マネジメント文書及び品質マネジメン	当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、記録責任者及び保存責任者の名称のみであり、記録の作

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
<p>及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2) 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p> <p>3) 事業所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4) 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</p> <p>5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>トシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録について、組織改正に伴い、組織名称を変更する。</p> <p>《 3)～5) 》</p> <p>—</p>	<p>成及び管理について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>試験炉規則第15条第2項第18号 (17) 試験研究用等原子炉施設の施設管理</p> <p>1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。)</p> <p>2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>試験炉規則第15条第2項第19号 (18) 保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有</p> <p>1) メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>試験炉規則第15条第2項第20号 (19) 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1) 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p>	<p>《 1)～2) 》 (品質マネジメント計画)</p>	<p>《 1)～2) 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、</p>

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)	保安規定関連条文(変更対象条文等)	備考
<p>2) 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要事項が定められていること。</p>	<p>第15条</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>又は所長は、不適合の処理に関する管理(不適合に関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>	<p>職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>試験炉規則第15条第2項第21号 (20) 廃止措置の管理</p> <p>廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要事項が記録されていること。</p> <p>試験炉規則第15条第2項第22号 (21) その他必要な事項</p> <p>1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要事項を定めていること。</p> <p>2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事。	<p>1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（研開炉規則第87条第3項第1号）</p> <p>① 機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。</p> <p>② 法令遵守に係る体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>《1》</p> <p>—</p>	<p>《1》</p> <p>—</p>
二 品質マネジメントシステムに関する事（手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。）。	<p>2 品質マネジメントシステム（研開炉規則第87条第3項第2号）</p> <p>① 「品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）又は法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>② 手順書等の保安規定上の位置付けに関する事については、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>《2、3》</p> <p>（品質マネジメントシステム）</p> <p>第3条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. ～2. （変更なし）</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びに JIS Q 9000 : 2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p>(1) 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長</u>をいう。</p> <p>(2)～(3) （変更なし）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 （変更なし）</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 ～4.2.2 （変更なし）</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) （変更なし）</p> <p>(2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する文書を定め、<u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p>	<p>《2》</p> <p>①当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、要求事項を個別業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p> <p>②当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>
三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する事	<p>3 廃止措置に係るQMS（研開炉規則第87条第3項第3号）</p> <p>○ 2に掲げる事項のほか、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等について定められていること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>	<p>《3》</p> <p>(1) （変更なし）</p> <p>(2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する文書を定め、<u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p>	<p>《3》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等及び保安の方法等に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>a) ~i) (変更なし)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する要領を定め、<u>安全管理部長</u>は本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) ~b) (変更なし)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 ~5.3 (変更なし)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長に、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1(4)b)参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1(4)参照）が作成されることを確実にする。</p> <p>a) ~e) (変更なし)</p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>5.4.2 (変更なし)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 (変更なし)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職を、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>を、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおいては敦賀廃止措置実証部門担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>5.5.3 ~5.5.4 (変更なし)</p>	

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>5.6 (変更なし)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長及び所の部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1)～(4) (変更なし)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2)～(3) (変更なし)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1)～(2) (変更なし)</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項のa)からe)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3～6.4 (変更なし)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1)～(5) (変更なし)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>は、本部において原子炉施設の保安活動を支援する他の業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2～7.6 (変更なし)</p> <p>8. 評価及び改善</p>	

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2監視及び測定」から「8.5改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) ~c) (変更なし)</p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>8.2.2 (変更なし)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) ~b) (変更なし)</p> <p>(2) ~ (5) (変更なし)</p> <p>8.2.4 (変更なし)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>及び部門長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>敦賀廃止措置実証本部</u>及び<u>もんじゅ</u>は「不適合管理基本要領」</p>	

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) ～d) (変更なし)</p> <p>(3) (変更なし)</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) (変更なし)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>及び部門長は、不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅ</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項</p>	

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) ～(5) （変更なし）</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>及び部門長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅ</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>a) ～d) （変更なし）</p> <p>(2) （変更なし）</p>	

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考																																																																																						
		<p style="text-align: center;">別表3-1 文書化に関する要求事項4.2.1(3)に定める文書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">本品質保証計画 関連条項</th> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 25%;">文書名</th> <th style="width: 10%;">所管部門</th> <th style="width: 10%;">承認者</th> <th style="width: 10%;">文書番号</th> <th style="width: 35%;">本規定 関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">4.1</td> <td rowspan="2">関係法令 遵守</td> <td>品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領</td> <td>教習廃止措置実証本部</td> <td>教習廃止措置実証部門長</td> <td>TQS-541</td> <td rowspan="8">第3条</td> </tr> <tr> <td>もんじゅ関係法令遵守活動管理要領</td> <td>もんじゅ</td> <td>所長</td> <td>MQAP411</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全文化 醸成</td> <td>品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領</td> <td>教習廃止措置実証本部</td> <td>教習廃止措置実証部門長</td> <td>TQS-541</td> </tr> <tr> <td>もんじゅ安全文化醸成活動要領</td> <td>もんじゅ</td> <td>所長</td> <td>MQAP412</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重要度分類</td> <td>品質に係る重要度の管理基本要領</td> <td>教習廃止措置実証本部</td> <td>教習廃止措置実証部門長</td> <td>TQS-410</td> </tr> <tr> <td>品質に係る重要度の管理要領</td> <td>もんじゅ</td> <td>所長</td> <td>MQAP410</td> </tr> <tr> <td>保安活動 指標</td> <td>保安活動指標（PI）設定評価基本要領</td> <td>教習廃止措置実証本部</td> <td>教習廃止措置実証部門長</td> <td>TQS-413</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4.2.3(2)</td> <td rowspan="4">文書管理</td> <td>文書及び記録管理基本要領</td> <td>教習廃止措置実証本部</td> <td>教習廃止措置実証部門長</td> <td>TQS-420</td> <td rowspan="4">第3条</td> </tr> <tr> <td>文書及び記録管理要領</td> <td>安全管理部</td> <td>安全管理部長</td> <td>QS-A01</td> </tr> <tr> <td>文書及び記録管理要領</td> <td>教習廃止措置実証本部</td> <td>教習廃止措置実証本部長</td> <td>HQMS-A420</td> </tr> <tr> <td>もんじゅ文書管理要領</td> <td>もんじゅ</td> <td>所長</td> <td>MQAP423</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4.2.4(2)</td> <td rowspan="4">記録の管理</td> <td>文書及び記録管理基本要領</td> <td>教習廃止措置実証本部</td> <td>教習廃止措置実証部門長</td> <td>TQS-420</td> <td rowspan="4">第3条、第118条</td> </tr> <tr> <td>文書及び記録管理要領</td> <td>安全管理部</td> <td>安全管理部長</td> <td>QS-A01</td> </tr> <tr> <td>文書及び記録管理要領</td> <td>教習廃止措置実証本部</td> <td>教習廃止措置実証本部長</td> <td>HQMS-A420</td> </tr> <tr> <td>もんじゅ品質記録管理要領</td> <td>もんじゅ</td> <td>所長</td> <td>MQAP424</td> </tr> <tr> <td>5.4</td> <td>品質目標</td> <td>品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領</td> <td>教習廃止措置実証本部</td> <td>教習廃止措置実証部門長</td> <td>TQS-541</td> <td>第3条</td> </tr> </tbody> </table>	本品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定 関連条項	4.1	関係法令 遵守	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-541	第3条	もんじゅ関係法令遵守活動管理要領	もんじゅ	所長	MQAP411	安全文化 醸成	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-541	もんじゅ安全文化醸成活動要領	もんじゅ	所長	MQAP412	重要度分類	品質に係る重要度の管理基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-410	品質に係る重要度の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP410	保安活動 指標	保安活動指標（PI）設定評価基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-413	4.2.3(2)	文書管理	文書及び記録管理基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-420	第3条	文書及び記録管理要領	安全管理部	安全管理部長	QS-A01	文書及び記録管理要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証本部長	HQMS-A420	もんじゅ文書管理要領	もんじゅ	所長	MQAP423	4.2.4(2)	記録の管理	文書及び記録管理基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-420	第3条、第118条	文書及び記録管理要領	安全管理部	安全管理部長	QS-A01	文書及び記録管理要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証本部長	HQMS-A420	もんじゅ品質記録管理要領	もんじゅ	所長	MQAP424	5.4	品質目標	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-541	第3条	
本品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定 関連条項																																																																																			
4.1	関係法令 遵守	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-541	第3条																																																																																			
		もんじゅ関係法令遵守活動管理要領	もんじゅ	所長	MQAP411																																																																																				
	安全文化 醸成	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-541																																																																																				
		もんじゅ安全文化醸成活動要領	もんじゅ	所長	MQAP412																																																																																				
	重要度分類	品質に係る重要度の管理基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-410																																																																																				
		品質に係る重要度の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP410																																																																																				
	保安活動 指標	保安活動指標（PI）設定評価基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-413																																																																																				
	4.2.3(2)	文書管理	文書及び記録管理基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長		TQS-420	第3条																																																																																	
文書及び記録管理要領			安全管理部	安全管理部長	QS-A01																																																																																				
文書及び記録管理要領			教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証本部長	HQMS-A420																																																																																				
もんじゅ文書管理要領			もんじゅ	所長	MQAP423																																																																																				
4.2.4(2)	記録の管理	文書及び記録管理基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-420	第3条、第118条																																																																																			
		文書及び記録管理要領	安全管理部	安全管理部長	QS-A01																																																																																				
		文書及び記録管理要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証本部長	HQMS-A420																																																																																				
		もんじゅ品質記録管理要領	もんじゅ	所長	MQAP424																																																																																				
5.4	品質目標	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-541	第3条																																																																																			

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)						備考
		本品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定 関連条項
		5.5.4	内部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-550	第3条、第7条、第7条の2、第8条
				中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全管理部	安全管理部長	QS-A04	
				教習廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議運営要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	HQMS-A554	
				もんじゅコミュニケーション要領	もんじゅ	所長	MQAP550	
		5.6.1(1)	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	安全管理部	理事長	QS-P02	第3条
		6.2.2	力量、教育、訓練及び認識	教育・訓練基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-620	第3条、第116条、第117条
				教育訓練管理要領	安全管理部	安全管理部長	QS-A07	
				教育・訓練要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	HQMS-A620	
				もんじゅ教育訓練要領	もんじゅ	所長	MQAP622	
		6.4	作業環境	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第3条
		6.3	廃止措置管理	運転(運用)管理基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-711	第13条から第67条
				運転管理要領	もんじゅ	所長	MQAP711	
				廃止措置管理基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-710	第67条の2から第67条の5
				もんじゅ廃止措置管理要領	もんじゅ	所長	MQAP710	
		6.4	燃料管理	燃料管理基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-712	第67条の6から第74条
				燃料管理要領	もんじゅ	所長	MQAP712	
		7.1	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-713	第74条の2から第80条
				放射性廃棄物管理要領	もんじゅ	所長	MQAP713	
		7.5	放射線管理	放射線管理基本要領	教習廃止措置実証本部	教習廃止措置実証部門長	TQS-714	第80条の2から第101条
				放射線管理要領	もんじゅ	所長	MQAP714	

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)						備考																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>本品質保証計画 関連条項</th> <th>項目</th> <th>文書名</th> <th>所管部門</th> <th>承認者</th> <th>文書番号</th> <th>本規定 関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">6.3</td> <td rowspan="2">施設管理</td> <td>施設管理基本要領</td> <td>教習廃止措置 実証本部</td> <td>教習廃止措置 実証部門長</td> <td>TQS-715</td> <td rowspan="2">第103条、 第103条の2、 第103条の3</td> </tr> <tr> <td>施設管理要領</td> <td>もんじゅ</td> <td>所長</td> <td>MQAP715</td> </tr> <tr> <td>6.4</td> <td rowspan="2">非常時の 措置</td> <td>非常時の措置基本要領</td> <td>教習廃止措置 実証本部</td> <td>教習廃止措置 実証部門長</td> <td>TQS-716</td> <td rowspan="2">第24条、 第24条の2、 第104条から第 115条、第 119条</td> </tr> <tr> <td>7.1 7.5</td> <td>災害対策管理要領</td> <td>もんじゅ</td> <td>所長</td> <td>MQAP716</td> </tr> <tr> <td>7.2.3</td> <td rowspan="2">外部コミュニ ケーション</td> <td>コミュニケーション基本要領</td> <td>教習廃止措置 実証本部</td> <td>教習廃止措置 実証部門長</td> <td>TQS-550</td> <td rowspan="2">第3条</td> </tr> <tr> <td>8.2.1</td> <td>もんじゅコミュニケー ション要領</td> <td>もんじゅ</td> <td>所長</td> <td>MQAP550</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.3</td> <td rowspan="2">設計・開発</td> <td>設計・開発基本要領</td> <td>教習廃止措置 実証本部</td> <td>教習廃止措置 実証部門長</td> <td>TQS-730</td> <td rowspan="2">第3条</td> </tr> <tr> <td>もんじゅ設計管理要領</td> <td>もんじゅ</td> <td>所長</td> <td>MQAP730</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7.4</td> <td rowspan="3">調達</td> <td>調達管理基本要領</td> <td>教習廃止措置 実証本部</td> <td>教習廃止措置 実証部門長</td> <td>TQS-740</td> <td rowspan="3">第3条</td> </tr> <tr> <td>調達先の評価・選定管理 要領</td> <td>契約部</td> <td>契約部長</td> <td>QS-G01</td> </tr> <tr> <td>もんじゅ調達管理要領</td> <td>もんじゅ</td> <td>所長</td> <td>MQAP740</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.6</td> <td rowspan="2">監視機器及 び測定機器 の管理</td> <td>監視機器及び測定機器管理 基本要領</td> <td>教習廃止措置 実証本部</td> <td>教習廃止措置 実証部門長</td> <td>TQS-760</td> <td rowspan="2">第3条</td> </tr> <tr> <td>監視・測定機器管理要領</td> <td>もんじゅ</td> <td>所長</td> <td>MQAP760</td> </tr> <tr> <td>8.2.2(2)</td> <td>内部監査</td> <td>原子力安全監査実施要領</td> <td>統括監査の職</td> <td>理事長</td> <td>QS-P03</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">8.3 8.5.2 8.5.3</td> <td rowspan="4">不適合管理 是正処置 未然防止処 置</td> <td>不適合管理基本要領</td> <td>教習廃止措置 実証本部</td> <td>教習廃止措置 実証部門長</td> <td>TQS-830</td> <td rowspan="4">第3条</td> </tr> <tr> <td>不適合管理並びに是正 及び未然防止処置要領</td> <td>安全管理部</td> <td>安全管理部長</td> <td>QS-A03</td> </tr> <tr> <td>不適合管理要領</td> <td>教習廃止措置 実証本部</td> <td>教習廃止措置 実証本部長</td> <td>HQMS-A830</td> </tr> <tr> <td>もんじゅ不適合管理要領</td> <td>もんじゅ</td> <td>所長</td> <td>MQAP830</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8.2.4</td> <td rowspan="2">検査及び試 験</td> <td>検査及び試験基本要領</td> <td>教習廃止措置 実証本部</td> <td>教習廃止措置 実証部門長</td> <td>TQS-824</td> <td rowspan="2">第3条</td> </tr> <tr> <td>検査及び試験の管理要領</td> <td>もんじゅ</td> <td>所長</td> <td>MQAP824</td> </tr> </tbody> </table>						本品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定 関連条項	6.3	施設管理	施設管理基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-715	第103条、 第103条の2、 第103条の3	施設管理要領	もんじゅ	所長	MQAP715	6.4	非常時の 措置	非常時の措置基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-716	第24条、 第24条の2、 第104条から第 115条、第 119条	7.1 7.5	災害対策管理要領	もんじゅ	所長	MQAP716	7.2.3	外部コミュニ ケーション	コミュニケーション基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-550	第3条	8.2.1	もんじゅコミュニケー ション要領	もんじゅ	所長	MQAP550	7.3	設計・開発	設計・開発基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-730	第3条	もんじゅ設計管理要領	もんじゅ	所長	MQAP730	7.4	調達	調達管理基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-740	第3条	調達先の評価・選定管理 要領	契約部	契約部長	QS-G01	もんじゅ調達管理要領	もんじゅ	所長	MQAP740	7.6	監視機器及 び測定機器 の管理	監視機器及び測定機器管理 基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-760	第3条	監視・測定機器管理要領	もんじゅ	所長	MQAP760	8.2.2(2)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第3条	8.3 8.5.2 8.5.3	不適合管理 是正処置 未然防止処 置	不適合管理基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-830	第3条	不適合管理並びに是正 及び未然防止処置要領	安全管理部	安全管理部長	QS-A03	不適合管理要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証本部長	HQMS-A830	もんじゅ不適合管理要領	もんじゅ	所長	MQAP830	8.2.4	検査及び試 験	検査及び試験基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-824	第3条	検査及び試験の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP824	
本品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定 関連条項																																																																																																																						
6.3	施設管理	施設管理基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-715	第103条、 第103条の2、 第103条の3																																																																																																																						
		施設管理要領	もんじゅ	所長	MQAP715																																																																																																																							
6.4	非常時の 措置	非常時の措置基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-716	第24条、 第24条の2、 第104条から第 115条、第 119条																																																																																																																						
7.1 7.5		災害対策管理要領	もんじゅ	所長	MQAP716																																																																																																																							
7.2.3	外部コミュニ ケーション	コミュニケーション基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-550	第3条																																																																																																																						
8.2.1		もんじゅコミュニケー ション要領	もんじゅ	所長	MQAP550																																																																																																																							
7.3	設計・開発	設計・開発基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-730	第3条																																																																																																																						
		もんじゅ設計管理要領	もんじゅ	所長	MQAP730																																																																																																																							
7.4	調達	調達管理基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-740	第3条																																																																																																																						
		調達先の評価・選定管理 要領	契約部	契約部長	QS-G01																																																																																																																							
		もんじゅ調達管理要領	もんじゅ	所長	MQAP740																																																																																																																							
7.6	監視機器及 び測定機器 の管理	監視機器及び測定機器管理 基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-760	第3条																																																																																																																						
		監視・測定機器管理要領	もんじゅ	所長	MQAP760																																																																																																																							
8.2.2(2)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第3条																																																																																																																						
8.3 8.5.2 8.5.3	不適合管理 是正処置 未然防止処 置	不適合管理基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-830	第3条																																																																																																																						
		不適合管理並びに是正 及び未然防止処置要領	安全管理部	安全管理部長	QS-A03																																																																																																																							
		不適合管理要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証本部長	HQMS-A830																																																																																																																							
		もんじゅ不適合管理要領	もんじゅ	所長	MQAP830																																																																																																																							
8.2.4	検査及び試 験	検査及び試験基本要領	教習廃止措置 実証本部	教習廃止措置 実証部門長	TQS-824	第3条																																																																																																																						
		検査及び試験の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP824																																																																																																																							

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)</p> <p>もんじゅ各部課長</p> <p>教員廃止措置課長、廃止措置推進課長、安全・品質保証課長、事業管理課長、調達課長</p> <p>安全管理課長、契約課長</p> <p>統括監査の職、監査の職</p> <p>管理責任者 (本部(監査プロセスを除く)、教員廃止措置課長、廃止措置推進課長、もんじゅ、監査プロセス)</p> <p>理事長</p> <p>国民 (規制当局)</p> <p>原子力安全</p> <p>原子力安全</p> <p>規制課長等</p> <p>申請に関する説明、その他説明</p> <p>原子力規制検査 (原子力規制検査)</p> <p>不適合の重要度に応じて報告</p> <p>計画段階 (Plan)</p> <p>実施段階 (Do)</p> <p>評価段階 (Check) 改善段階 (Act)</p>	<p>別図3-2 品質マネジメントシステム体系図</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</p>	<p>4 廃止措置を行う者の職務及び組織(研開炉規則第87条第3項第4号)※ ※ 5に掲げる事項(発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等)を除く。</p> <p>① 本店(本部)及び事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>② 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p>≪ 4 ≫ (保安に関する組織)</p> <p>第4条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図4に掲げるとおりとする。</p> <p>2 廃止措置推進室及び安全・品質保証室に室長代理を、事業管理部に次長を置くことができる。</p> <p>3 もんじゅに副所長を、廃止措置部及び安全・品質保証部(以下「各部」という。)に次長を置くことができる。</p>	<p>≪ 4 ≫ 第4号に係る変更点は下記の通り。</p> <p>(本部の組織改正に係る変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化(理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置)を図っている。 ・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。 <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">別図4 保安管理組織</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 本部及び敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。 (2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括する。 (3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。 (4) <u>管理責任者は、第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</u> (5) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理</u> 	

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p><u>事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(6) <u>安全管理部長は、もんじゅの原子炉施設における品質保証活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務並びに本部の品質保証活動に係る業務を行う。</u></p> <p>(7) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(8) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第2項第1号の業務を統理する。</p> <p>(9) 敦賀廃止措置実証本部長は、第10号から第12号までの業務を統括する。</p> <p>(10) 廃止措置推進室長は、もんじゅの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、ナトリウム処理・処分を含む基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p> <p>(11) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。また、平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(12) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(13) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(14) 室長代理は室長を、次長は部長を補佐するとともに、室長又は部長が定める範囲で室長又は部長の代理業務を行う。</p> <p>(15) 各室部課長（廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。）は、職務の遂行に当たって、各室部課員（廃止措置推進室員、安全・品質保証室員、事業管理部員及び調達課員をいう。以下同じ。）を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(16) 敦賀廃止措置実証本部長又は各室部課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>2 (変更なし)</p>	

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		(中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等) 第7条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2 (変更なし) 3 中央安全審査・品質保証委員会は、 <u>安全・核セキュリティ統括本部長</u> を委員長とし、理事長が任命した委員をもって構成する。 4 ~5 (変更なし)	
五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事 (燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く。)。	5 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け (研開炉規則第87条第3項第5号) ① 発電用原子炉主任技術者の選任及び配置に関する事。 発電用原子炉主任技術者を選任すること及びその組織上の位置付けについて定められていること。特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、もんじゅの保安組織から独立していることが当然に求められるものではない。 ② 発電用原子炉主任技術者の職務について、次に掲げる事項が明記されていること。 I 機構の理事長又はもんじゅの所長に対し意見具申等を行うこと。 II 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 III 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 IV 各種要領書等の制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 V 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 VI 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 VII 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。 ③ 発電用原子炉主任技術者の意見等の尊重について、次の事項が定められていること。 I 機構の理事長その他の経営責任者が、発電用原子炉主任技術者の意見具申等を尊重すること。 II もんじゅの廃止措置に従事する者は、発電用原子炉主任技術者の指導・助言を尊重すること。 ④ 発電用原子炉主任技術者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が他の職務を兼任するときは、他の職務によって発電用原子炉主任技術者を補佐する業務が影響を受けないように指揮命令系統が明確にされていること。 ⑤ 燃料体が炉心等から取り出されている場合は、研開炉規則第87条第3項第5号に掲げる事	<< 5 >> —	<< 5 >> 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>項の記載を要しない。また、廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の運転を停止する恒久的な措置を講じた場合は、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではなく、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しないことから、研開炉規則第87条第3項第5号に掲げる事項の記載は要しない。</p> <p>⑥ 保安規定に発電用原子炉主任技術者について規定していない場合には、保安規定に、次のとおり、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。</p> <p>I 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、機構の理事長の下で、組織の長以上の職位の者が、一定の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、機構の理事長その他の経営責任者に対し、意見具申できる立場に配置することが定められていること。 廃止措置主任者に求められる資格は、次のとおりである。</p> <p>i もんじゅの構内に核燃料物質が存在する場合 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状又は法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者</p> <p>ii もんじゅの構内に核燃料物質が存在しない場合 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状、法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状又は放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</p> <p>II 廃止措置主任者の職務に関すること ここで、職務については、②に掲げる事項が明記されていること。</p> <p>III 廃止措置主任者の意見等の尊重については、③に掲げる事項が定められていること。</p> <p>IV 廃止措置主任者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が他の職務を兼任するときは、他の職務によって廃止措置主任者を補佐する業務が影響を受けないように指揮命令系統が明確にされていること。</p> <p>V 廃止措置主任者の代行者の選任する場合は、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「I 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とされていること。</p>		

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>(3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>6 廃止措置を行う者に対する保安教育(研開炉規則第87条第3項第6号)</p> <p>①もんじゅの運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>②従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>③従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育の実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>④次に掲げる事項について定められ、その見直しの頻度等についても定められていること。</p> <p>I 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>II 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>III 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>IV 放射線管理に関すること。</p> <p>V 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>VI 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>⑤その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>《6》</p> <p>—</p>	<p>《6》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>七 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>7 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置(研開炉規則第87条第3項第7号)</p> <p>○もんじゅを恒久的に運転停止するために講ずべき措置について定められていること。具体的には</p> <p>I 炉心に核燃料物質を装荷しないこと。</p> <p>II 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを運転及び起動に切り替えできないこと。</p> <p>等が明確になっていること。</p>	<p>《7》</p> <p>—</p>	<p>《7》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p>	<p>8 発電用原子炉施設の運転に関する安全審査(研開炉規則第87条第3項第8号)</p> <p>○発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及びもんじゅの保安の運営に関する重要事項を審議する委員会等の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>《8》</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第7条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>を委員長とし、理事長が<u>任命</u>した委員をもって構成する。</p> <p>4 ~5 (変更なし)</p>	<p>《8》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、名称変更であり、要求事項を個別業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>①管理区域を明示し、管理区域を他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>②管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>《9》</p> <p>—</p>	<p>《9》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>③ 管理区域のうち特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他の人が触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>④ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>⑤ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>⑥ 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。</p> <p>⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>⑧ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>⑨ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>⑩ 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させるための措置が定められていること。</p>		
<p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>10 排気監視設備及び排水監視設備(研開炉規則第87条第3項第10号)</p> <p>○ 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の18における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の12における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>《10》</p> <p>—</p>	<p>《10》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>11 線量、線量当量、汚染の除去等(研開炉規則第87条第3項第11号)</p> <p>① 放射線業務従事者の受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>② 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>③ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>④ 研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められ</p>	<p>《11》</p> <p>—</p>	<p>《11》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>ていること。</p> <p>⑤ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>⑥ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第4の14における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>⑦ 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請者において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第4の14における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>⑧ その他放射性物質による汚染確認後の汚染拡大防止及び汚染の除去の措置が定められていること。</p>		
<p>十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>12 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法(研開炉規則第87条第3項第12号)</p> <p>① 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>② 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の18における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>《12》</p> <p>—</p>	<p>《12》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>13 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(研開炉規則第87条第3項第13号)</p> <p>① もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>また、新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第4の14における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>《13》</p> <p>—</p>	<p>《13》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>14 放射性廃棄物の廃棄（研開炉規則第87条第3項第15号）</p> <p>① 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量の管理の方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>② 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出の管理の方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>③ 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>④ ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p> <p>⑤ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>⑥ 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外における廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>⑦ 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第4の13における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>《14》</p> <p>—</p>	<p>《14》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>15 非常の場合に講ずべき処置（研開炉規則第87条第3項第15号）</p> <p>① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>② 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>③ 緊急事態が発生したときは、定められた通報経路に従って関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることと定められていること。</p> <p>⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>⑥ 緊急作業に従事させる放射線業務従事者を次に掲げる要件に該当する者から選定することが定められていること。</p> <p>I 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を機構の理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>II 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>III 実効線量について250mSvを線量限度とする緊</p>	<p>《15》</p> <p>—</p>	<p>《15》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>⑦ 緊急作業に従事する放射線業務従事者について、次の事項が定められていること。</p> <p>I 緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）を実施すること。</p> <p>II 緊急作業に従事した際に健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関する適切な内容。</p> <p>⑧ 緊急事態を発生させた事象が収束したときは緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>⑨ 緊急時の措置が講じられるよう、平常時に資機材の準備及び防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>		
<p>十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保安に関する措置に関すること。</p>	<p>16 設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保安に関する措置（研開炉規則第87条第3項第16号）※</p> <p>※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。</p> <p>○ 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>① 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>I 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>i 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ii 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>a 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>iii 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>a 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p>	<p>《16》</p> <p>—</p>	<p>《16》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>b 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>c 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>II 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>III 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>IV その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>		
<p>十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p> <p>十八 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>17 発電用原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告（研開炉規則第87条第3項第17号及び第18号）</p> <p>① もんじゅに係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>② 研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>③ もんじゅの所長及び発電用原子炉主任技術者並びに廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>④ 研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には機構の理事長その他の経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する機構の理事長その他の経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>⑤ 研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象に準ずるものが具体的に定められていること。</p>	<p>《17》</p> <p>—</p>	<p>《17》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>十九 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。</p>	<p>18 発電用原子炉施設の施設管理（研開炉規則第87条第3項第19号）</p> <p>① 施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃</p>	<p>《18》</p> <p>—</p>	<p>《18》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。)</p> <p>② 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施にすることが定められていること。</p>		
<p>二十 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p>19 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有(研開炉規則第87条第3項第20号)</p> <p>○ メーカー等保守点検を行った事業者から得た保安に関する技術情報を、原子力事業者等の情報共有の場を活用して他の原子炉設置者と共有し、発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>《19》</p> <p>—</p>	<p>《19》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>二十一 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>20 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開(研開炉規則第87条第3項第21号)</p> <p>① 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合に当該不適合に関する情報を公開する基準が明確に定められていること。</p> <p>② 情報の公開に関し、必要な事項が定められていること。</p>	<p>《20》</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第3条</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全管理部長及び部門長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅは「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) ~d) (変更なし)</p> <p>(3) (変更なし)</p> <p>(4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) (変更なし)</p> <p>(6) 安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>	<p>《20》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、職位の名称のみであり、公開基準及び登録等に必要な事項について変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>二十二 廃止措置の管理に関すること。</p>	<p>21 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第22号)</p> <p>① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。</p> <p>② 廃止措置期間中の発電用原子炉施設において施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造等の保守管理における必要な手順が</p>	<p>《21》</p> <p>—</p>	<p>《21》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第87条第3項	もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 (令和2年4月1日)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>二十三 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>定められていること。</p> <p>22 その他必要な事項(研開炉規則第87条第3項第23号)</p> <p>① 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項が定められていること。</p> <p>② 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>《22》</p> <p>—</p>	<p>《22》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。	<p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研開炉規則第87条第3項第1号 <p>1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>《1》</p> <p>—</p>	<p>《1》</p> <p>—</p>
二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。	<p>(2) 品質マネジメントシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研開炉規則第87条第3項第2号 <p>1) 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号—2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。</p> <p>この具体的な方法について保安規定の下位文書も</p>	<p>《2、3》</p> <p>第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>（品質マネジメントシステム）</p> <p>第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. ～2. （変更なし）</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p>(1) 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び<u>契約部長</u>をいう。</p> <p>(2) 「部門長」とは、敦賀廃止措置実証部門長をいう。</p> <p>(3) 「実証本部長」とは、敦賀廃止措置実証本部長をいう。</p> <p>(4) 「室部長」とは、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業管理部長をいう。</p> <p>(5) 「所長」とは、ふげん所長をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 （変更なし）</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p>	<p>《2》</p> <p>1) 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、要求事項を個別業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>4.2.1～4.2.2 (変更なし)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメント文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p>	<p>2) 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、手順書等の位置付けに変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること。</p>	<p>(3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研開炉規則第87条第3項第3号 <p>前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>	<p>(2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する要領を定め、<u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する要領を定め、<u>安全管理部長</u>は本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p>	<p>≪3≫</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、組織及び職位の追加及び名称変更であり、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等及び保安の方法等に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>5.1 ～5.3 (変更なし)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長に、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標(7.1(4)b参照)を含む。)が設定されていることを確実にする。また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画(7.1(4)参照)が作成されることを確実にする。</p> <p>a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 (変更なし)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 (変更なし)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職を、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>を、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおいては敦賀廃止措置実証部門担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3～5.5.4 (変更なし)</p> <p>5.6 (変更なし)</p>	

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、<u>契約部長</u>、<u>部門長</u>、<u>実証本部長</u>、<u>室部長</u>、<u>所長及び所の部長</u>は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>契約部長</u>、<u>部門長</u>、<u>実証本部長</u>、<u>室部長</u>、<u>所長並びに所の部長及び課長</u>は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 部門長は、要員の力量を確保するために、「教育・訓練基本要領」を定め、所長は、所の教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項のa)からe)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3～6.4（変更なし）</p>	

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 部門長，実証本部長及び所長は，廃止措置管理，施設管理等（規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領を別表第1-1のとおり策定する。</p> <p>(2) 実証本部長，室部長，所長並びに所の部長及び課長は，別表第1-1に示す文書に基づき，個別業務に必要な計画（要領，手順書，手引等）を作成して，業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)，(2)の業務の計画は，品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(4) 室部長並びに所の部長及び課長は，業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては，次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための定期事業者検査，検証，妥当性確認，監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 業務の計画は，個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>，<u>契約部長</u>は，本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合，該当する業務のプロセスを明確にし，上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し，管理する。</p> <p>7.2～7.6（変更なし）</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>，<u>統括監査の職</u>，<u>契約部長</u>，<u>実証本部長</u>，<u>室部長</u>，<u>所長</u>並びに所の部長及び課長は，次の事項のために必要となる監視測定，分析，評価及び改善のプロセスを「8.2監視及び測定」から「8.5改善」に従って計画し，実施する。なお，改善のプロセスには，関係する管理者等を含めて改善の必要性，方針，方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p>	

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 (2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3参照)により入手し、監視する。 (2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 (変更なし)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。 この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期 b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。 (3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。 (4) 所長並びに所の部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。 (5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 (変更なし)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>及び部門長は、不適合の処理に関する管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>敦賀廃止措置実証本部及びふげん</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p>	

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p>	

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>d) 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長, 管理責任者, <u>安全管理部長</u>, 統括監査の職, 契約部長, 実証本部長, 室部長, 所長並びに所の部長及び課長は, 品質方針, 品質目標, 監査結果, データの分析, 是正処置, 未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて, 品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>及び部門長は, 不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して, 本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に, <u>敦賀廃止措置実証本部及びふげん</u>は「不適合管理基本要領」に定め, 次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>, 統括監査の職, 契約部長, 実証本部長, 室部長, 所長並びに所の部長 及び課長は, 検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため, 原子力の安全に及ぼす影響に応じて, 不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について, 次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析(情報を収集及び整理すること並びに技術的, 人的, 組織的側面等を考慮することを含む。)</p> <p>b) 不適合等の原因(関連する要因を含む。)の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ, 次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが, 同様の事象が繰り返し発生することにより, 原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関しては, 根本的な原因を究明するための分析の手順に従い, 分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し, 管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>, 統括監査の職, 契約部長, 実証本部長, 室部長, 所長並びに所の部長 及び課長は, 複数の不適合等の情報について, 必要により類似する事象を抽出し, 分析を行い, その結果から共通する原因が認められた場合, 適切な処置を行う。</p>	

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>及び部門長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>敦賀廃止措置実証本部</u>及び<u>ふげん</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p>	

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)					備考	
		別表第1-1 プロセスの管理文書(1/3)						
		本品質マネジメント計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連条項
		4.1	関係法令遵守	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第5条
			安全文化醸成	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	
			重要度分類	品質に係る重要度の管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-410	
				品質に係る重要度の管理要領	ふげん	所長	FQS410	
			保安活動指標	保安活動指標(PI)設定評価基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-413	
		4.2.3(2)	文書管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第5条
				文書及び記録管理要領	安全管理部	安全管理部長	QS-A01	
				文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420	
				文書管理要領	ふげん	所長	FQS423	
		4.2.4(2)	記録の管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第5条, 第69条
				文書及び記録管理要領	安全管理部	安全管理部長	QS-A01	
				文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420	
				品質記録管理要領	ふげん	所長	FQS424	
		5.4	品質目標	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第5条
		5.5.4	内部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第5条, 第8条, 第8条の2, 第9条
				中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全管理部	安全管理部長	QS-A04	第5条, 第8条
				敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議運営要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A554	第5条, 第8条の2
				ふげん安全・品質保証推進会議運営手順書	ふげん	所長	FQM554-01	第5条, 第9条
		5.6.1(1)	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	安全管理部	理事長	QS-P02	第5条

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)					備考	
		別表第1-1 プロセスの管理文書(2/3)						
		本品質マネジメント計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連条項
6.2.2		力量、教育・訓練及び認識	教育・訓練基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-620		第5条、第67条、第68条
			教育訓練管理要領	安全管理部	安全管理部長	QS-A07		第5条
			教育・訓練要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A620		
			教育訓練手順書	ふげん	所長	FQM622-02		第5条、第67条、第68条
			原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03		第5条
6.3 6.4 7.1(1) 7.5		廃止措置管理	廃止措置管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-710		第5条、第13条～第20条
			廃止措置管理要領	ふげん	所長	FQS710		
		運用管理	運転(運用)管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-711		第5条、第21条、第22条
			運用管理要領	ふげん	所長	FQS711		
		燃料管理	燃料管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-712		第5条、第24条～第26条
			燃料管理要領	ふげん	所長	FQS712		
		廃棄物管理	放射性廃棄物管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-713		第5条、第27条～第35条
			廃棄物管理要領	ふげん	所長	FQS713		
		放射線管理	放射線管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-714		第5条、第36条～第53条
			放射線管理要領	ふげん	所長	FQS714		
		施設管理	施設管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-715		第5条、第23条
			施設管理要領	ふげん	所長	FQS715		
		非常時の措置	非常時の措置基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-716		第5条、第54条～第66条
			非常時の措置要領	ふげん	所長	FQS716		

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)						備考
		7.2.3 8.2.1	外部コミュニ ケーション	コミュニケーション基 本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-550	第5 条, 第 8条, 第8条 の2, 第9条
		7.3	設計・開発	設計・開発基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-730	第5 条, 第 23条
				設計管理要領	ふげん	所長	FQS730	
		7.4	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-740	第5 条, 第 23条
				調達先の評価・選定 管理要領	契約部	契約部長	QS-G01	
				物品等調達管理要領	ふげん	所長	FQS740	
		別表第1-1 プロセスの管理文書(3/3)						
		本品質マネ ジメント計 画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連 条項
		7.6(3)	監視機器 及び測定 機器の管 理	監視機器及び測定機 器管理基本要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-760	第5 条, 第 23条
				監視・測定機器管 理要領	ふげん	所長	FQS760	
		8.2.2(6)	内部監査	原子力安全監査実 施要領	統括監査の 職	理事長	QS-P03	第5条
		8.2.4(1), (2)	検査及び 試験	検査及び試験基本要 領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-824	第5 条, 第 23条
				検査及び試験の管 理要領	ふげん	所長	FQS824	
		8.3(2) 8.5.2(2) 8.5.3(1)	不適合管 理 是正処置 未然防止 処置	不適合管理基本要 領	敦賀廃止措 置実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-830	第5 条, 第 23条
				不適合管理並びに 是正及び未然防止 処置要領	安全管理部	安全管理部長	QS-A03	
				不適合管理要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部長	HQMS-A830	

<p>研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項</p>	<p>廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)</p>	<p>保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)</p>	<p>備考</p>
<p>別図第2-1 品質マネジメントシステム体系図(第5条関係)</p> <p>(注) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を規格要求事項に着目し、整理した上でPDCAに分類して示している。 業務の詳細は文書にて定める。</p>			

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</p>	<p>(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織 ・研開炉規則第87条第3項第4号</p> <p>1) 本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>2) 廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。</p> <p>i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。</p> <p>ii. 廃止措置主任者の職務に関すること</p> <p>a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。</p> <p>b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>g. 法令に基づく報告について、精査、指導・</p>	<p>《4》</p> <p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第6条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図第3に掲げるとおりとする。</p> <p>別図第3 保安管理組織(第6条関係)</p> 	<p>《4》</p> <p>第4号に係る変更点は下記の通り。</p> <p>(本部の組織改正に係る変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位として、安全・核セキュリティ統括本部長の職務を追加したことにより、保安組織として機能強化(理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置)を図っている。 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」へ名称変更により、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位に一部変更が生じるが、職務内容は、漏れなく新しい組織、職位に移行している。 <p>以上のことから、審査基準の適合性は維持している。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考		
	<p>助言を行うこと。</p> <p>iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重</p> <p>a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>iv. 廃止措置主任者を補佐する組織</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。</p> <p>この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。</p> <p>v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。</p> <p>なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。</p> <p>表1 廃止措置主任者の選任要件</p> <table border="1" data-bbox="706 1837 1216 1959"> <tr> <td data-bbox="706 1837 875 1959">廃止措置対象 施設に核燃料 物質が存在す</td> <td data-bbox="884 1837 1216 1959">以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任 技術者免状を有する者</td> </tr> </table>	廃止措置対象 施設に核燃料 物質が存在す	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任 技術者免状を有する者	<p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括する。</p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 管理責任者は、<u>第5条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</u></p> <p>(5) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(6) <u>安全管理部長は、ふげんの原子炉施設における品質保証活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務並びに本部の品質保証活動に係る業務を行う。</u></p> <p>(7) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(8) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに<u>第14号</u>の業務を統理する。</p> <p>(9) 敦賀廃止措置実証本部長は、<u>第10号から第12号</u>の業務を統括する。</p> <p>(10) 廃止措置推進室長は、ふげんの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p> <p>(11) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにふげんにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。また、平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(12) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(13) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(14) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(15) 廃止措置部長は、<u>第16号から第19号</u>までの業務を統括する。</p> <p>(16) 計画管理課長は、原子炉施設に係る廃止措置事業及び技術開発の計画に関する調整、保安教育の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 技術実証課長は、原子炉施設の廃止措置に係る工事管理、調査、研究及び開発、原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究に関する業務を行う。</p> <p>(18) 設備保全課長は、原子炉施設の施設管理（安全管理課長の所管業務を除</p>	
廃止措置対象 施設に核燃料 物質が存在す	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任 技術者免状を有する者				

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="706 310 863 394">る場合</td> <td data-bbox="872 310 1219 394">ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 401 863 562">廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合</td> <td data-bbox="872 401 1219 772">以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</td> </tr> </table>	る場合	ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者	<p>く。)、使用済燃料の運搬に関する業務を行う。</p> <p>(19) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理及び廃棄物管理、使用済燃料の移動に関する業務を行う。</p> <p>(20) 安全・品質保証部長は、第21号から第23号までの業務を統括する。</p> <p>(21) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。また、定期事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(22) 安全管理課長は、原子炉施設に係る放射線管理及び放射線計測器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 施設保安課長は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の管理、原子炉施設への出入管理、燃料管理(設備保全課長及び施設管理課長の所管業務を除く。)及び非常時の体制整備に関する業務を行う。</p> <p>(24) 管理課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材の整備(施設保安課長の所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>2 前項第16号から第19号まで、及び第21号から第24号までに規定する各職位(以下「各課長」という。)は、それぞれ各号に定める職務に基づき第9章、第10章及び第11章に定める業務を行う。</p> <p>3 各室部課長(廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。)、各部長(廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。)及び各課長は、職務の遂行に当たって、各室部課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長、各部長及び各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>4 敦賀廃止措置実証本部長、各室部課長、所長、各部長及び各課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議並びにふげん安全・品質保証推進会議</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的な重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項</p> <p>イ 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p>ロ 原子炉等規制法第43条の3の34に基づき認可を受けた廃止措置計画(以下「廃止措置計画」という。)の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項(研究開発段階炉規則第129条に定める事象)</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p>	
る場合	ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者						
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者						

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
		<p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>を委員長とし、<u>理事長が任命した委員</u>をもって構成する。</p> <p>4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は、審議結果を尊重する。</p> <p>第8条の2～第9条（変更なし）</p> <p>第3節（変更なし）</p>	
<p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>(3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>(5) 廃止措置を行う者に対する保安教育</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第6号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>《 5 》</p> <p>—</p>	<p>《 5 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
<p>七 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。</p>	<p>(6) 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第7号</p> <p>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</p> <p>発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。</p>	<p>《 6 》</p> <p>—</p>	<p>《 6 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。 2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。 3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。等が明確になっていること。 		
<p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p>	<p>(7) 発電用原子炉施設の運転の安全審査 ・研開炉規則第87条第3項第8号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。 	<p>《7》 第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議並びにふげん安全・品質保証推進会議</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的な重要事項を審議する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項 <ol style="list-style-type: none"> イ 原子炉設置許可の変更に関する重要事項 ロ 原子炉等規制法第43条の3の34に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の変更に関する重要事項 (2) 事故又は非常事態の重大事項（研究開発段階炉規則第129条に定める事象） (3) 品質保証活動の基本事項 (4) その他、理事長の諮問する事項 3 中央安全審査・品質保証委員会は、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>を委員長とし、理事長が<u>任命</u>した委員をもって構成する。 4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。 5 理事長は、審議結果を尊重する。 <p>第8条の2～第9条（変更なし）</p> <p>第3節（変更なし）</p>	<p>《7》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に係る変更点は、名称変更であり、要求事項を個別業務に展開する具体的な方法に変更はないため、審査基準の適合性は維持している。</p>
<p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限 ・研開炉規則第87条第3項第9号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解 	<p>《8》 —</p>	<p>《8》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>		
<p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>(9) 排気監視設備及び排水監視設備 ・研開炉規則第87条第3項第10号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理</p>	<p>《 9 》 —</p>	<p>《 9 》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>		
<p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>(10) 線量、線量当量、汚染の除去等 ・ 研開炉規則第87条第3項第11号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2) 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 6) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関するこ 	<p>《10》 —</p>	<p>《10》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>とについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、（13）における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8）法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、（13）における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9）汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>		
十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること	<p>（11）放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 ・研開炉規則第87条第3項第12号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1）放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2）放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、（17）における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>《11》 —</p>	<p>《11》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>
十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。	<p>（12）核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い ・研開炉規則第87条第3項第13号 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を</p>	<p>《12》 —</p>	<p>《12》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>除く。</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。</p> <p>ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>		
<p>十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>(13) 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第14号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>4) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p> <p>5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p>	<p>《13》</p> <p>—</p>	<p>《13》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。		
十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。	<p>(14) 非常の場合に講ずべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研開炉規則第87条第3項第15号 <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。 4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 <ul style="list-style-type: none"> i. 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。 7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の 	<p>《14》</p> <p>—</p>	<p>《14》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>		
<p>十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>(15) 設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研開炉規則第87条第3項第16号 <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあつては、ロに掲げる事象を除く。）を含めること。</p> <p>イ 火災</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するた 	<p>《 15 》</p> <p>—</p>	<p>《 15 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>めの対策に関すること。</p> <p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>		
<p>十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p> <p>十八 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>(16) 発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第17号及び第18号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2) 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定</p>	<p>《 16 》</p> <p>—</p>	<p>《 16 》</p> <p>当該審査基準に基づき定めた記載内容に変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>める記録について、その記録の管理に関すること (計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを 除く。)が定められていること。</p> <p>3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が 定められていること。</p> <p>4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則 第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれ らに準ずるものが発生した場合においては、例え ば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築 されていることなど、安全確保に関する経営責任者 の強い関与が明記されていること。</p> <p>5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象につい て、具体的に明記されていること。</p>		
<p>十九 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使 用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関す ることを含む。)</p>	<p>(17) 発電用原子炉施設の施設管理 ・研開炉規則第87条第3項第19号 本事項については、以下のような事項が明記され ていること。</p> <p>1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計 画の策定並びにこれらの評価及び改善について、 「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期 事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイ ド」(原規規発第1912257号-7(令和元年 12月25日原子力規制委員会決定))を参考とし て定められていること(廃止措置計画の認可後に安 全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含 む。)</p> <p>2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関 することが定められていること。</p>	<p>《17》 —</p>	<p>《17》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に 変更はない。</p>
<p>二十 保守点検を行った事業者から得られた保安に関 する技術情報についての他の発電用原子炉設置者と の共有に関すること。</p>	<p>(18) 保安に関する技術情報についての他の発電 用原子炉設置者との共有 ・研開炉規則第87条第3項第20号 本事項については、以下のような事項が明記されて いること。</p> <p>プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から 得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議 会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を 活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原 子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されて いること。</p>	<p>《18》 —</p>	<p>《18》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に 変更はない。</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
<p>二十一 不適合が発生した場合における当該不適合に 関する情報の公開に関すること。</p>	<p>(19) 不適合に関する情報の公開 ・研開炉規則第87条第3項第21号 本事項については、以下のような事項が明記されて いること。 1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、 不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められ ていること。 2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラ リーへの登録等に必要な事項が定められているこ と。</p>	<p>《19》 (品質マネジメントシステム) 第5条 8.3 不適合管理 安全管理部長及び部門長は、不適合の処理に関する管理（不適合に関連する管理 者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合 管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、敦賀廃止措置実証本部及びふげんは 「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所 の部長 及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放 置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実に する。 (2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所 の部長 及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。 a) 不適合を除去するための処置を行う。 b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響 を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によっ て、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許 可する。 c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。 d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合 による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。 (3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証する ための検証を行う。 (4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所 の部長 及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を 含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。 (5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合を その内容に応じて、不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領に定める不適合の 公開の基準に従い、情報の公開を行う。 (6) 安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページ に公開する。</p>	<p>《19》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に 係る変更点は、職位の名称のみであり、公 開基準及び登録等に必要な事項について変 更はないため、審査基準の適合性は維持し ている。</p>
<p>二十二 廃止措置の管理に関すること。</p>	<p>(20) 廃止措置の管理 ・研開炉規則第87条第3項第22号 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実 施の管理について、必要な事項が記録されているこ と。</p>	<p>《20》 —</p>	<p>《20》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に 変更はない。</p>
<p>二十三 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係 る保安に関し必要な事項</p>	<p>(21) その他必要な事項 ・研開炉規則第87条第3項第23号</p>	<p>《21》 —</p>	<p>《21》 当該審査基準に基づき定めた記載内容に</p>

廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準と原子炉施設保安規定変更内容の対比表

研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第87条第3項	廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ る保安規定の審査基準 (令和元年12月25日改正)	保安規定の変更内容 (令和3年11月30日申請)	備考
	<p>前各項に加えて、以下の内容を定めていること。</p> <p>1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>		<p>変更はない。</p>